

第 10 次深川市高齢者福祉計画

第 9 次深川市介護保険事業計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)

【素案】

令和 6 年 3 月

深 川 市

目次

第1章 計画策定にあたって	
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の概要	2
第3節 日常生活圏域の設定	5
第2章 高齢者の現状	
第1節 高齢者の人口動向と将来推計	6
第2節 要介護高齢者等の状況	7
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	
第1節 地域で支え合う仕組みづくり	11
第2節 認知症への支援と権利擁護の推進	12
第3節 介護予防・健康づくりの推進	13
第4節 安心、快適な暮らしの確保	14
第5節 介護サービスの充実	15
第4章 基本理念と基本目標	
第1節 基本理念	16
第2節 基本目標	17
第3節 施策の体系	20
第5章 高齢者福祉施策の展開	
第1節 地域支え合い活動の推進	21
第2節 認知症施策・権利擁護の推進	24
第3節 介護予防・健康づくりの推進	29
第4節 安心、快適な暮らしの確保	36
第5節 介護サービスの充実	40
第6章 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）	
第1節 第二期深川市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	47
第2節 成年後見制度に関する現状と課題	47
第3節 計画の目指す方向性と講ずべき施策	50
第4節 地域連携ネットワーク体制の構築	51
第7章 介護保険事業の見込み	
第1節 介護保険事業費	54
第2節 第1号被保険者の保険料	58
第3節 介護保険料の設定	59
第4節 1人当たりの保険料基準額	60
第5節 保険料の所得段階設定	60
第6節 介護保険準備基金について	61
第8章 将来推計値	
第1節 令和12年以降の給付費について	62
第2節 将来推計における介護保険料の見込み	66

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、たとえ介護を必要とする状態になっても、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、平成12年度（2000年度）にスタートし、令和6年（2024年）4月で24年が経過します。

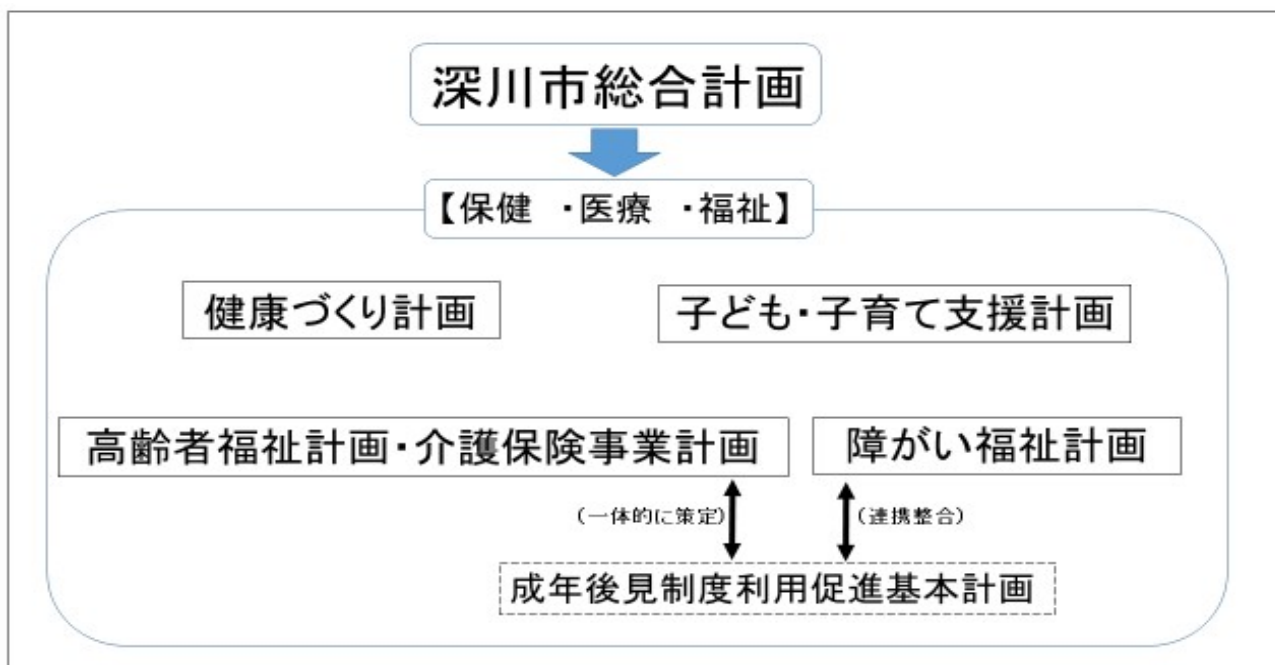
わが国では少子高齢化が進行しており、今後もさらに進行することが予想されているなか、本計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。

本市は既に高齢化率が40%を超え、今後もさらに高齢化の進行が予想されているなか、令和7年（2025年）には75歳以上人口がピークとなり高齢化率は45%程度となることを見込まれています。また、令和22年（2040年）には高齢化率が50%を超える見込みとなっており、現役世代の人口を高齢者人口が上回ることが予想されています。

こうしたなか、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るほか地域における支え合い活動の推進や担い手の育成など、高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括システムの深化・推進を目指すことを目的として策定します。

第2節 計画の概要

1. 計画の位置付け



本計画は、深川市総合計画（第6次深川市総合計画 令和4年～令和13年）を上位計画とし、保健、医療、福祉の各分野の個別計画との整合性と連携を図るとともに、国、道などの政策動向との整合を図り策定します。

また、認知症や精神障がい者・知的障がい者など支援を必要とするすべての方が、地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指し、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画へ包含、深川市総合計画と調和し、体系上関連計画である本計画と一体的に策定し障がい福祉計画との整合性を図り策定します。

2. 根拠法令

高齢者福祉計画は、「老人福祉計画」として老人福祉法第20条の8の規定に基づき定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定により3年を1期とし「介護保険事業計画」の策定が義務付けされており、この計画に基づき、国の基本指針に即して計画として定めるものです。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年）から令和8年度（2026年）までの3年間を計画期間とします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本市における保健福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進をするために設置している「深川市保健福祉施策推進協議会」から5人の委員と、地域の実態や課題に精通している4人の臨時委員を加えた全9人による「高齢者部会」を設置し、地域の実情や市民の意見を反映させた計画内容を審議するとともに、庁内の関係部局との連携を図りました。

また、地域の実態や課題を把握するため、高齢者の実態やサービス等の状況について調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施するとともに、介護認定者の在宅での介護実態を把握するための「在宅介護実態調査」や、現状のサービス利用では生活維持が難しくなっている高齢者を対象に、地域に不足しているサービス等の検討のための「在宅生活改善調査」を行ったほか、介護人材把握のための「介護人材実態調査」を実施しました。

5. SDGs との関連

2015年の国連サミットで採択された「SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17のゴールと169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGsのゴールの達成に向け、本市の高齢者福祉を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画と特に関連があるゴール	
<p>1 貧困をなくそう あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>
<p>8 働きがいも経済成長も すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の不平等を是正する</p>
	<p>11 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする</p>

第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等のサービスを提供するための施設等の整備状況などを総合的に勘案し地域の特性に応じ設定するとともに、地域包括支援センターとの整合性を図るものとなっています。

第六次計画までは、深川地区、一巳地区、音江地区、納内地区、多度志地区の5地区を日常生活圏域としていましたが、人口減少が続くなか、高齢者人口もピークを迎え減少に転じている状況や、圏域ごとに日常生活を支える地域資源の確保が難しくなっていることから、日常生活圏域を第七次計画より見直しを行い、どの地域に住んでいても医療や介護、サービスなど地域包括ケアに関するサービスが等しく受けられるよう1圏域としました。

第九次計画においても、前計画と同様の1圏域とし、地域包括支援センターを中心とし、市内全域をエリアとし様々な施策を展開するなど、高齢者の介護や生活支援を一体的に担っていくこととします。

第2章 高齢者の現状

第1節 高齢者の人口動向と将来推計

本市における人口は現在も減少傾向にあり、今後74歳までの各年代においては引き続き人口が減少していくものと推測されます。

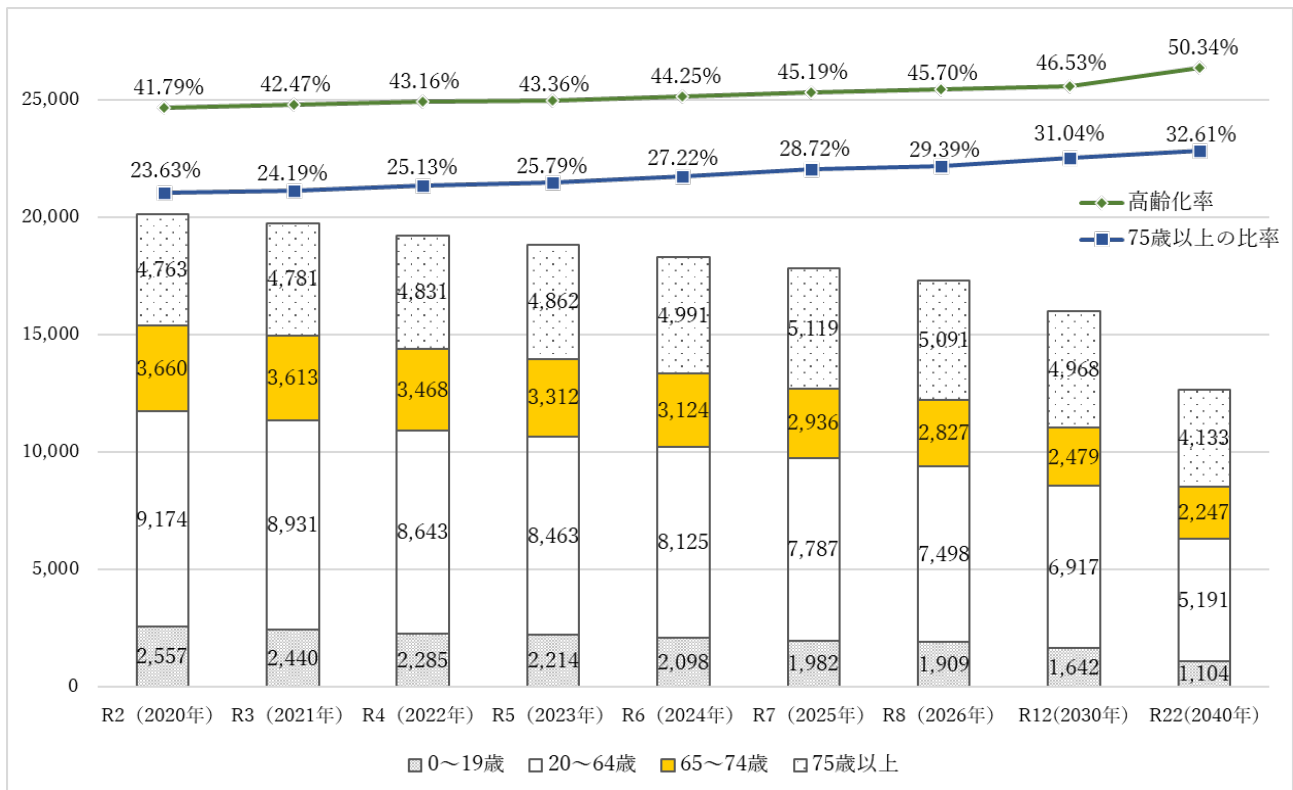
また、前期高齢者（65歳～74歳）は今後、緩やかに減少していく反面、後期高齢者（75歳以上）の増加に伴い、現役世代の人口と高齢者人口の差が縮みつつあるなか、高齢化率は上昇する見込みとなります。

なお、2040年における本市の高齢化率は50%を超える見込みとなっており、現役世代の人口を高齢者人口が上回ることが予測されます。

	年度	0歳～19歳	20歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	総人口	65歳以上	高齢化率
実績	R2 (2020年)	2,557人	9,174人	3,660人	4,763人	20,154人	8,423人	41.79%
	R3 (2021年)	2,440人	8,931人	3,613人	4,781人	19,765人	8,394人	42.47%
	R4 (2022年)	2,285人	8,643人	3,468人	4,831人	19,227人	8,299人	43.16%
	R5 (2023年)	2,214人	8,463人	3,312人	4,862人	18,851人	8,174人	43.36%
推計	R6 (2024年)	2,098人	8,125人	3,124人	4,991人	18,338人	8,115人	44.25%
	R7 (2025年)	1,982人	7,787人	2,936人	5,119人	17,824人	8,055人	45.19%
	R8 (2026年)	1,909人	7,498人	2,827人	5,091人	17,325人	7,918人	45.70%
	R12(2030年)	1,642人	6,917人	2,479人	4,968人	16,006人	7,447人	45.70%
	R22(2040年)	1,104人	5,191人	2,247人	4,133人	12,675人	6,380人	50.34%

※ 令和2年～令和5年は住民基本台帳による各年度の10月1日現在の人口

※ 令和6年度以降は国立社会保障・人口問題研究所のデータを基に推計



第2節 要介護高齢者等の状況

1. 要介護認定者およびサービス利用者の状況

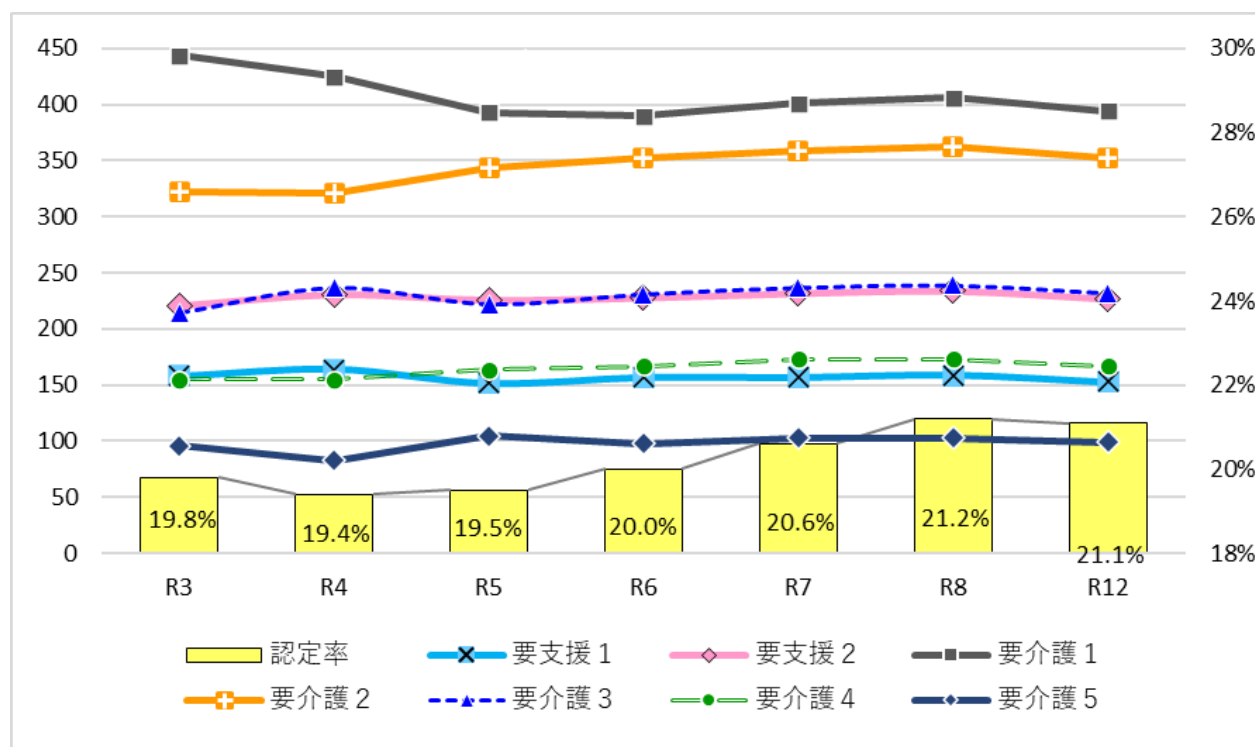
(1) 要介護認定者数の状況と将来推計

第1号被保険者数は人口減少とともに今後も減少していく傾向にありますが、要介護認定者数はほぼ横ばいに推移するなか、令和7年以降は後期高齢者（75歳以上）の増加が見込まれ、さらなる要介護認定率の上昇が見込まれます。

要介護認定者の推移と将来推計

(単位：人)

	実績		推計				
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12
認定者数	1,610	1,616	1,605	1,623	1,662	1,676	1,624
要支援1	158	164	152	152	157	159	153
要支援2	221	231	226	228	232	234	227
要介護1	444	425	393	390	401	406	394
要介護2	322	321	343	352	359	362	352
要介護3	214	237	222	231	237	239	232
要介護4	155	155	164	167	173	173	167
要介護5	96	83	105	98	103	103	99
認定率	19.8%	19.4%	19.5%	20.0%	20.6%	21.2%	21.1%
第1号被保険者数	8,129	8,350	8,238	8,115	8,055	7,918	7,702



2. 介護サービスの利用状況と将来推計

介護サービスの将来推計について、認定率の増加に伴い居宅サービスの利用増加が見込まれます。その他のサービスについては少しずつ増加していくものと見込まれます。

サービス種別・項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12
(1) 居宅サービス								
訪問介護	回数	31,352	31,303	38,007	38,076	39,144	39,278	38,100
	人数	1,652	1,608	1,548	1,560	1,596	1,608	1,584
訪問入浴介護	回数	654	814	815	816	908	908	908
	人数	106	150	134	120	132	132	132
訪問看護	回数	3,238	3,460	3,880	3,960	4,089	4,146	4,022
	人数	636	724	732	720	744	756	732
訪問リハビリテーション	回数	1,583	1,931	1,918	1,804	2,160	2,160	1,966
	人数	153	210	212	228	252	252	252
居宅療養管理指導	人数	228	282	608	612	636	636	624
通所介護	回数	21,831	21,294	22,385	23,080	23,574	24,018	23,617
	人数	2,666	2,729	2,820	2,820	2,880	2,940	2,892
通所リハビリテーション	回数	3,004	1,684	1,464	1,302	1,456	1,456	1,302
	人数	370	255	192	192	216	216	192
短期入所生活介護	日数	3,138	4,269	8,135	8,176	8,176	8,392	7,970
	人数	238	265	566	576	588	600	564
短期入所療養介護（老健）	日数	124	80	80	80	80	80	80
	人数	20	13	12	12	12	12	12
福祉用具貸与	人数	3,626	3,920	4,068	4,068	4,116	4,140	4,152
特定福祉用具購入費	人数	83	59	48	48	48	48	48
住宅改修費	人数	67	57	72	72	72	72	72
特定施設入居者生活介護	人数	446	452	504	504	516	528	504

サービス種別・項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12
(2) 地域密着型サービス								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	853	932	944	972	996	1,020	1,068
地域密着型通所介護	回数	11,750	11,707	11,392	10,750	11,260	11,332	10,986
	人数	1,745	1,846	1,764	1,764	1,836	1,848	1800
認知症対応型通所介護	回数	1,576	1,413	1,089	1,003	1,276	1,276	1,174
	人数	183	186	156	144	180	180	168
小規模多機能型居宅介護	人数	189	227	240	240	252	252	240
認知症対応型共同生活介護	人数	689	722	720	720	744	768	732
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	336	334	312	300	312	324	312
(3) 施設サービス								
介護老人福祉施設	人数	2,295	2,191	2,244	2,232	2,244	2,244	2,280
介護老人保健施設	人数	1,156	1,035	852	516	528	528	528
介護医療院	人数	11	6	12	396	408	408	408
介護療養型医療施設	人数	4	12	12	※2018年介護保険法改正により制度廃止、介護医療院への転換期限 2024年3月まで			
(4) 居宅介護支援								
	人数	6,630	6,867	6,936	6,924	6,984	7,020	7,080

※回数・人数は延数となります。

3.介護予防サービスの利用状況と将来推計

介護予防サービスの将来推計については、認定率の増加に伴い介護予防サービスの利用増加が見込まれます。その他のサービスについてはほぼ横ばいに推移すると見込まれます。

サービス種別・項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R12
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問看護	回数	607	613	568	601	601	601	601
	人数	138	137	144	144	144	144	144
介護予防訪問リハビリテーション	回数	572	593	432	420	420	420	420
	人数	68	76	72	72	72	72	72
介護予防居宅療養管理指導	人数	42	57	96	96	96	96	96
介護予防通所リハビリテーション	人数	39	24	24	24	24	24	24
介護予防短期入所生活介護	日数	89	29	24	24	24	24	24
	人数	9	1	1	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人数	1,136	1,196	1,308	1,332	1,344	1,356	1,308
特定介護予防福祉用具購入費	人数	32	29	24	24	24	24	24
介護予防住宅改修	人数	26	44	24	24	24	24	24
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	92	72	96	84	96	96	96
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0	0	36	36	36	36	36
	人数	0	0	12	12	12	12	12
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	26	30	30	24	24	24	24
(3) 介護予防支援								
	人数	1,241	1,287	1,392	1,392	1,416	1,428	1,392

※回数・人数については延数となります。

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

第9次深川市高齢者福祉計画・第8次深川市介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）において掲げた基本目標ごとに、3年間の取り組み実績と成果、関連するアンケート調査の結果から高齢者を取り巻く課題について整理します。

第1節 地域で支え合う仕組みづくり

地域包括支援センターの機能強化では、多職種が連携して包括的かつ継続的に支援を行うほか、ケアマネジメント機能強化を図るため、介護支援専門員の資質向上や地域の保健・医療・福祉・介護等の関係機関および地域住民とのネットワークづくりの充実を図り、地域ケア会議や避難行動要支援者見守りプラン作成等を行っています。

生活支援等体制整備に向けて生活支援協議会では、地域の支え合い活動を実践する重点地域を設定し、支え合いを考える地域フォーラムの開催や支え合い活動の実践を重ねてきました。今後、多くの住民組織や高齢者の参加協力を得て生活支援サービスが提供できる体制の構築を進める必要があります。

医療と介護の連携では、「北空知地域医療介護連携支援センター」を中心として、住み慣れた地域で医療や介護が継続して受けられる環境づくりを目指して在宅医療・介護関係者の研修会等を開催しました。

昨今は相談内容が多様化しており、8050問題や高齢者虐待、認知症、ごみ等が溜まっている住宅（いわゆるごみ屋敷など）の環境衛生に係る案件など、既存のサービスでは解決が困難な課題もあり、今後、制度や分野を越え複合化した課題への対応が求められることを見据え地域包括支援センターのさらなる機能強化が必要となります。

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
地域ケア会議の開催（回数）	14/18	14/18	16/18
避難行動要支援者見守りプラン（作成数）	77/110	70/110	70/110
地域見守りネットワークづくり（協定数）	42/24	42/26	42/28
生活支援協議会（回数）	6/6	5/6	6/6
支援体制づくり講演会（回数）	1/1	3/1	3/1
生活・介護支援サポーター（登録者数）	29/30	46/30	46/30
在宅医療・介護関係者の研修会（回数）	2/7	3/7	3/7
住民フォーラム（回数）	0/1	1/1	1/1

第2節 認知症への支援と権利擁護の推進

高齢者のみならず若年性認知症になっても、認知症の方とその家族ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における支援体制を整備するなど「認知症バリアフリー」に取り組むとともに、高齢者の権利擁護を推進しています。

また、「成年後見制度利用促進計画」に基づき認知症などで判断能力が十分でない高齢者に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を支援するなど制度の周知等に努めてきました。

一方、介護予防日常圏域ニーズ調査で、「認知症の相談窓口を知らない」と回答した方が58%と半数以上を占めたことから、引き続き本制度の普及啓発に努める必要があります。

今後、認知症により自宅に帰れず行方不明になる方、認知症の早期診断を必要とされる方などに対応するため、地域包括支援センターによる相談窓口の強化をはじめ地域における見守り体制、さらなる認知症への理解と協力、家族介護者支援が求められています。

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
認知症サポーター養成事業 (人数)	64/300	171/130	130/130
普及啓発イベント等の開催 (回数)	2/2	2/2	2/2
認知症初期集中支援チーム (実相談件数)	2/4	1/5	1/5
認知症ケア向上事業 (徘徊模擬訓練開催回数)	0/2	1/2	1/3
認知症サポーターフォローアップ事業 (延人数)	0/20	8/20	24/20
チームオレンジの活動数 (箇所数)	0/1	0/2	1/4
SOSネットワーク (登録者数)	26/50	26/50	30/50
相談窓口による相談件数 (延件数)	5/10	3/10	10/10
市民後見人養成・権利擁護ネットワークづくり (延参加者数)	26/30	26/30	30/30

第3節 介護予防・健康づくりの推進

高齢者の健康づくりや疾病予防の推進を図るため、高齢者等が集まる場を中心に保健師などの専門職による介護予防の普及啓発のための各種講座や研修会を開催し、地域とのつながりが希薄化し孤立しないための拠点づくり（集いの場所）に取り組んできました。

介護予防事業を健康福祉センター「デ・アイ」だけではなく、地域の集まりやすい場所で事業を開催するなど、参加者のニーズや市の現状に合わせて事業の内容や実施方法を見直し、介護予防活動の充実を図ってきました。

今後、市民がフレイル予防の意識を高め、地域の健康課題や生活課題に対応した住民主体の取り組みが継続できるよう各事業で一体的に支援を進めていく必要があります。

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
訪問型サービス【A】（利用延人数）	930/910	785/915	768/920
訪問型サービス【C】（利用実人数）	8/10	13/10	13/10
（利用延人数）	28/20	30/20	30/20
通所型サービス【A】（利用延人数）	1,918/2,080	1,877/2,140	1,576/2,200
通所型サービス【C】：筋力アップ事業（利用実人数）	13/20	16/20	14/20
（利用延人数）	269/448	350/448	326/448
介護予防把握事業（把握人数）	118/230	183/230	-/230 ※事業内容改変
健寿教室（参加実人数）	23/50	32/50	45/50
（参加延人数）	285/600	316/600	600/600
くらしかる（参加実人数）	21/20	28/20	50/20
（参加延人数）	131/120	230/120	186/120
男の食工房	R3より男性のための介護予防教室に移行		
男性のための介護予防教室（参加実人数）	20/-	21/-	19/-
（参加延人数）	241/-	216/-	200/-
介護予防ふれあいサロン（運営団体数）	20/20	21/20	24/21
生活・介護支援サポーター養成・ネットワーク（養成人数）	3/10	17/10	10/10
深まるサポート（参加実人数）	18/20	14/20	34/20
（参加延人数）	131/160	45/160	63/160
ライスパワー体操サポーター養成（参加実人数 ※再掲）	18/20	14/20	34/20
（参加延人数 ※再掲）	131/54	45/54	63/54
地域健康教室（実施回数）	39/60	70/60	106/60
シルバークラブの介護予防活動支援（健康教育回数）	20/40	27/40	28/40

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
保健推進員による介護予防活動支援 【視察研修】（開催回数）	-/30	-/30	36/30
【庁内研修】（開催回数）	25/80	49/80	46/80
生命の貯蓄体操普及活動支援 （参加実人数）	-/50	8/50	10/50
（参加延人数）	-/170	35/170	60/170
地域リハビリテーション活動支援事業 （訪問箇所）	54/30	56/30	86/30
ボランティア連絡協議会への登録団体 （登録団体数）	21/22	21/23	21/24
生活・介護支援サポーター養成講座修了者 （養成講座終了者数）	3/10	17/10	10/10

第4節 安心、快適な暮らしの確保

在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、介護保険サービス以外の在宅サービスの充実を図るため、地域住民、警察、消防署、市内ライフライン関係事業者などの協力により、高齢者が抱える日常生活上の不安解消の取り組みや安全確保の取り組みに努めています。

高齢化率の上昇に伴い、今後も高齢夫婦世帯や単身高齢者世帯の増加が見込まれるため、各事業の普及啓発に努めるほか、介護サービスでは賄うことができない個々のニーズに即した多様で複合的なサービスが提供できる体制の構築が必要となります。

施設サービスについては、管外施設へ入所措置を必要とする養護老人ホームは、入退所ともに前年と同数で推移しています。高齢のため独立して生活することが困難な方が入居する生活支援ハウスは、入居者が減少傾向にあります。一方で食事等のサービスが提供されるサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の施設への需要が増加傾向にあります。

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
在宅老人等給食サービス事業（延配食者数）	563/600	459/600	520/600
家族介護用品支給事業（実対象者数）	15/14	21/14	30/14
移送サービス（登録者数）	17/15	12/15	14/15
緊急通報システム（設置人数）	116/130	110/130	100/130
高齢者等ごみ出し支援事業（登録者数）	36/45	56/50	56/55
養護老人ホーム（措置者数）	15/15	16/15	16/15
サービス付き高齢者住宅（入所者数）	97/100	98/100	100/100
有料老人ホーム（入所者数）	16/30	18/30	18/30
軽費老人ホーム（入居者数）	50/50	50/50	50/50
生活支援ハウス（入居者数）	5/5	4/7	4/9

第5節 介護サービスの充実

介護サービスの質を向上させるためには、ケアマネジメントを通じ、医療や介護等のサービス利用を調整し、介護や支援が必要な高齢者等のニーズに即した適切なケアプランを作成することにより、日常生活の維持・改善などを総合的に支援する必要があります。

これらケアマネジメント機能を強化するため、介護支援専門員の資質向上に取り組むための研修会をはじめ、各専門スタッフ向けの研修会、地域の保健・医療・福祉・介護等の関係機関とのネットワークづくりの推進や介護の担い手確保などに取り組んでいます。

近年は介護職員初任者研修の受講数減少や市内老人福祉施設および介護事業所についても慢性的な担い手不足の問題をかかえており、今後も少子高齢化が一層進むなか地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保に向け、さまざまな課題の解決が求められています。

事業名	第8次実績（見込）		
	R3 実績/計画	R4 実績/計画	(R5) 見込/計画
介護相談員派遣事業（派遣回数）	0/30	10/30	24/30
介護職員養成研修事業（助成金交付） （初任者研修申請数）	6/8	3/10	3/10
（実務者研修申請数）	—	—	7/—
（介護福祉士国家試験申請数）	—	—	4/—
認定ヘルパー養成研修（受講者数）	3/5	3/5	7/5

第4章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

本計画は、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るためこれまでの基本理念を継承しつつ、より一層地域包括ケアシステムの取り組みを進めることとします。

また、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤が弱まっているなかにあっても、制度・分野ごとの「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、ともに支え合い、助け合える「人にやさしいまち」を基本理念にし、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを支え、安心して暮らせる福祉のまちを地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

地域の絆を深め

安心して暮らせる福祉のまちを共創し

ともに支え合い助け合える

「人にやさしい」まちづくり

第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現していくため、国の制度改正等の動向を踏まえつつ各分野における重点事業の整理を行い5つの基本目標を設定し取り組みを進めます。

また、サービス基盤、人的基盤の整備を行うための高齢者の人口や介護サービスのニーズを中長期的な視野に立った施策の展開を図る計画であり「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進を進めます。

1. 地域支え合い活動の推進
2. 認知症施策・権利擁護の推進
3. 介護予防・健康づくりの推進
4. 安心、快適な暮らしの確保
5. 介護サービスの充実

基本目標1 地域支え合い活動の推進

高齢者が抱える課題は近年複雑化・複合化しており、一人ひとりの課題に寄り添った支援を行うことがますます重要であることから、保健・福祉・介護、地域組織等さまざまな関係機関との連携による地域包括支援ネットワークを強化するとともに、地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

さらに、地域住民・NPO・企業など、多様な主体と共に地域の課題に即したサービスの提供が可能となるよう、支援体制の構築を目指します。

基本目標2 認知症施策・権利擁護の推進

認知症施策では、認知症基本法が成立し、国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していくとともに、認知症の方本人の声を大事にし、認知症に対する地域の理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。

同時に高齢者虐待防止対策の推進や虐待を受けた高齢者の保護および擁護者の支援などを含めた権利擁護事業・成年後見制度等の推進に取り組みます。(この計画において、認知症や精神障がい者・知的障がい者など支援を必要とする方も含めた地域に暮らすすべての方が、地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指し、「第二期深川市成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。)

基本目標3 介護予防・健康づくりの推進

今後、本市の高齢化率は上昇が続く見込みのなか、75歳以上高齢者が増加する推計となっていることから、給付費や医療費の増大など社会保障費を抑えるためには、高齢期の健康づくりを推進し、健康寿命を延伸する取り組みが重要です。高齢者が自らの健康や社会参加に関心を持ち、生活習慣の改善に資する取り組みができるよう広く啓発します。

また、「健康ふかがわ 21」と連携を図りながら、高齢者の健康づくりや疾病予防を推進し、介護予防と保健事業の一体的な取り組みを進めるとともに、地域住民の主体的な健康づくり、介護予防活動を支援します。

これらの活動を通じ、より一層介護予防へとつなげるために、通いの場への支援を継続し介護予防サポーターの育成やボランティアポイントの導入などの検討も行っていきます。

就労意欲のある高齢者については、関係機関との連携を通じて、本人の特性や希望に沿った就労活動を行うことができるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備とともに、コーディネート機能を強化します。

基本目標4 安心、快適な暮らしの確保

高齢者の心身の状況と日常生活に応じた、最も効果的な高齢者福祉サービスや介護サービスを提供できる体制強化と基盤整備を推進し、高齢者の安心、快適な暮らしを確保します。

また、昨今の災害・感染症流行などの状況を踏まえ、高齢者がその脅威に直面した場合にも、適切な支援・サービスが受けられるよう、災害・感染症対策の推進や支援体制の構築に取り組みます。

基本目標5 介護サービスの充実

本市の今後における高齢化率の上昇を踏まえ、介護サービスに加えて地域の多様な団体や住民等が共に協力し支え合っていくことが重要となることから、関係機関・団体との連携に加え、地域で活躍する人材の育成に取り組みます。

さらに、将来にわたり必要な方が必要な支援を受けられるよう、介護保険制度の持続可能性を高める必要があることから、介護人材の確保や介護従事者の資質の向上、介護給付等の適正化に取り組みます。

このほかに、介護現場の業務改善に向け、文書量削減や、業務軽減などの効率化を図るため ICT 活用の推進について、関係機関と協議・検討し導入に向けた取り組みを支援します。

第3節 施策の体系

基本目標	主要施策	具体的な施策	頁
1 地域支え合い活動 の推進	1 地域包括支援センターの 機能強化	①地域包括支援センターの機能強化 ②生活支援サービスの体制の推進 ③医療と介護の連携	P21 P22 P23
	2 生活支援サービスの体制の 推進		
	3 医療と介護の連携		
2 認知症施策・権利 擁護の推進	1 認知症施策の充実	①認知症理解への普及啓発と本人発 信支援および予防活動の推進 ②医療・ケア・介護サービス・介護 者への支援 ③在宅生活の支援 ④成年後見制度等の利用促進 ※成年後見制度利用の推進（包含） ⑤高齢者虐待防止に向けた体制整備 の強化	P24 P25 P26 P27 P47 P28
	2 高齢者の権利擁護・虐待防 止対策の推進		
3 介護予防・健康づ くりの推進	1 介護予防の充実	①介護予防・生活支援サービス事業 ②一般介護予防事業 ③健康づくりの推進 ④交流の場づくりの支援 ⑤ボランティア活動の奨励 ⑥生涯学習の支援 ⑦就労支援の推進	P29 P31 P33 P34 P34 P35 P35
	2 健康づくりの推進		
	3 生きがいつくり、社会参加 の推進		
4 安心、快適な暮ら しの確保	1 生活支援サービス	①生活支援サービス ②居住系サービスの提供 ③災害・感染症対策に係る体制整備	P36 P38 P39
	2 住まい環境等の整備		
	3 災害・感染症対策に係る 体制整備		
5 介護サービスの 充実	1 介護保険サービスの提供	①居宅介護サービス ②施設サービス ③地域密着型サービス ④介護保険事業の推進 ⑤介護給付の適正化 ⑥相談・指導体制の充実 ⑦介護人材確保・介護現場生産性向 上の推進 ⑧保険者機能強化の推進	P40 P42 P43 P43 P44 P45 P45 P46
	2 介護保険事業の円滑な運営		
	3 介護サービスの基盤整備と 人材確保および質の向上		

第5章 高齢者福祉施策の展開

第1節 地域支え合い活動の推進

1 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り継続して尊厳ある生活を送ることができるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の多職種が連携し、包括的かつ継続的支援を行います。

また、ケアマネジメント機能強化を図るため、介護支援専門員の資質向上に取り組むとともに、地域の保健・医療・福祉・介護等の関係機関および地域住民とのネットワークづくりの充実を図ります。

施策	施策の内容（今後の方針）
介護予防ケアマネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者の自立を支援するため、利用者の心身や生活状況などを確認し本人および家族の意向を踏まえた適切なケアプラン作成に努めます。
総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 介護等に関する総合的な相談について、24時間電話連絡可能な相談支援体制を整え高齢者福祉の推進を図ります。
地域ケア会議の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関や民生委員、町内会などの支援者や専門的視点を有する多職種を交えた個別事例の検討を通じて、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」、「政策の形成」の5つの機能を発揮し、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を図ります。 情報の交換、医療と介護の連携および福祉制度などの学習を行い、法的に位置づけられた地域ケア会議の機能強化を図り、地域の保健・医療・福祉等関係機関とのネットワークづくりを推進します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。
地域見守りネットワークづくり事業（避難行動要支援者見守りプラン作成）	<ul style="list-style-type: none"> 災害時、避難行動要支援者等の緊急時の対応が必要な高齢者を日頃から定期的に地域で見守る体制づくりに取り組みます。 なお、見守り協力員には、隣人、町内会役員や民生委員のほか、地域支え合い活動の担い手として養成する生活・介護支援サポーターや認知症サポーター、市民後見人などの協力を得ながら事業の推進を図ります。

施 策	施策の内容（今後の方針）
地域見守りネットワーク協定	<ul style="list-style-type: none"> 郵便、新聞、牛乳、食料品等の宅配事業者や電気、ガス、水道等のライフライン事業者、タクシー、コンビニエンスストア等の夜間に営業している事業者等と連携し、地域における見守りネットワークづくりを推進します。
高齢者基本台帳の整備	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉施策推進の基礎資料とするとともに、緊急・災害時の連絡先等の情報を把握するため、民生委員の協力により、70歳以上の高齢者の在宅状況や健康状態などを把握する高齢者現況調査を毎年実施し、高齢者基本台帳を整備します。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
地域ケア会議（開催回数）	14	14	16	18	18	18
避難行動要支援者見守りプラン（作成数）	77	70	70	70	70	70
地域見守りネットワーク協定（協定数）	42	42	42	42	42	42

2 生活支援サービスの体制の推進

町内会、多様な主体による生活支援サービスの提供がされるよう、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の推進を図るため、生活支援協議会等で地域の支え合い活動を実践する重点地域を設定し、支え合いを考える地域フォーラムの開催や支え合い活動の実践等の取り組みを検討していきます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 地域の社会資源を活かし、住民の主体的な取り組みのなかから生活支援のサービスが展開されるよう、生活支援コーディネーターによるニーズの把握、住民組織や NPO・ボランティア町内会や地域住民などによる活動の掘り起こしおよびそれらのマッチングを進めます。見守りや支え合いの取り組みを行えるよう活動の立ち上げ、拠点整備や人材育成等を支援します。 生活支援コーディネーターによる取り組みが円滑に進むよう、生活支援にかかわる主体間の情報共有と協働・連携を促すため生活支援協議会において検討を深めます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
生活支援協議会（回数）	6	5	6	6	6	6
支え合い活動重点地域（地区数）	-	-	2	2	3	3
地域支え合いワークショップ（企画回数）	1	3	3	3	3	3

3 医療と介護の連携

北空知1市4町の広域事業として「北空知地域医療介護確保推進協議会」の共同設置を継続し、地域医療および介護の連携体制づくりの拠点である深川市立病院内の「北空知地域医療介護連携支援センター」を中心とした体制づくりをさらに深め、住み慣れた地域で医療や介護が継続して受けられる環境づくりを目指します。

施 策	施策の内容（今後の方針）
在宅医療・介護連携事業	<p>①現状分析・課題抽出・施策立案</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関・介護・地域資源の分布を把握し情報共有・提供を図るとともに、更新していきます。 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握、課題抽出を行います。 医療・地域支援関係者と協働しての連携構築を図り、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力の強化など、切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供体制構築を推進します。 <p>②対応策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他必要な援助を行うなど在宅医療・介護連携の取り組みを支援します。 在宅医療・介護に関する地域住民の理解を深めるため、住民を対象とした講演会やシンポジウム等を開催するほか、パンフレット・チラシ・市広報・ホームページ等を活用し、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発に努めます。 ICT を利用した医療・介護連携情報共有ツールを活用し、情報共有の促進を図ります。 多職種で顔が見える関係を築きながら、在宅医療・介護連携に必要な知識の習得や向上のための研修会を開催します。 <p>③対応策の評価・改善</p>

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
在宅医療・介護関係者の研修会（回）	2	3	3	7	7	7
住民フォーラム（回）	0	1	1	1	1	1

第2節 認知症施策・権利擁護の推進

高齢者のみならず若年性認知症になっても、認知症の方とその家族ができる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域における支援体制を整備するなど「認知症バリアフリー」の取り組みを進めます。

あわせて高齢者の権利擁護の取り組みを推進します。

1 認知症施策の充実

(1) 認知症理解への普及啓発と本人発信支援および予防活動の推進

認知症は、早期発見、早期治療によりその後の進行を緩やかにすることが可能であることを踏まえ、通いの場等を通じて、認知症の正しい知識や理解の促進、認知症に「備える」取り組みの推進を図ります。また、認知症当事者からのメッセージの発信支援に取り組みます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
認知症サポーター養成事業	・認知症に対する市民の理解を促進するため、市内企業や教育機関、自治会などで、認知症に関する学習会を開催し、地域における認知症の理解者や支援者の増加に向け、認知症サポーター養成を継続します。
認知症相談窓口および予防活動の周知	・一般介護予防とともに地域における通いの場等を通じて、認知症の相談窓口および予防活動の周知に努めます。
認知症ケアパス（経過と対応）の活用	・認知症と思われる症状が発生した際に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいかを理解するために、認知症ケアパス（経過と対応）の普及を促進します。
普及啓発イベント等の開催	・毎年9月のアルツハイマー月間にイベントを開催し、認知症に関する普及・啓発のために講演会や映画上映会等を実施します。
本人ミーティングの支援	・認知症への差別や偏見などをなくすため地域共生社会の実現に向け、認知症当事者の声を聴き、当事者同士で語り合うなど、発信支援に取り組みます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
認知症サポーター養成事業（人）	64	171	90	130	130	130
認知症サポーター養成事業（累計：人）	3,658	3,829	3,920	4,050	4,180	4,310
普及啓発イベント等の開催（回）	2	2	2	2	2	2

(2) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

医療と介護の連携を図り、認知症の予防と早期発見・早期対応、かかりつけ医と認知症専門医との医療連携およびケアマネジャー等との介護の連携、介護施設のケア技術の向上など、地域の認知症ケアに関わる関係機関、事業所等の認知症ケアの向上に努めるとともに認知症高齢者の家族への支援に取り組みます。

施策	施策の内容（今後の方針）
認知症地域支援推進員の充実	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方に対して、必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービスの連携支援および認知症の方やその家族を対象とした相談業務など、専門的知識および経験を有する地域包括支援センター職員が中心となり、若年性認知症も含めた認知症支援対策の充実に取り組みます。
認知症初期集中支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> 医療や介護の専門職が、認知症と思われる方や認知症の方とその家族へ、早期の支援を目的に保健師や社会福祉士などの専門職に認知症専門医を加えたチームにて包括的・集中的に支援を行い自立生活のサポートに努めます。
認知症ケア向上事業	<ul style="list-style-type: none"> 深川保健所・深川医師会・北空知介護支援専門員連絡協議会・北空知地域リハビリテーション推進会議・認知症対応介護事業所・地域包括支援センターなど、認知症ケアに関わる保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体で設立した「深川市認知症ケア研究会」の研究、研修活動を支援し、地域全体の認知症ケアの向上を図ります。
認知症カフェの支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方やその家族が、お茶などを楽しみながら参加者同士交流を図り、介護等に係る専門職が情報を提供するなど、実施可能な場所の確保や広報活動など、深川市認知症ケア研究会と共に認知症カフェの普及啓発に努めます。
家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 深川市介護者と共に歩む会が実施している介護者等交流会などの活動を支援し、家族介護者のリフレッシュの機会の提供と相談支援に取り組みます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
認知症初期集中支援チーム （実相談件数）	2	1	1	2	2	2
認知症ケア向上事業 【徘徊模擬訓練】（開催数）	0	1	1	2	2	2

(3) 在宅生活の支援

認知症の方が安心して外出できる地域見守り体制づくりの促進に向け、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを結び付ける仕組み（以下「チームオレンジ」という。）の構築を図ります。

施 策	施策の内容（今後の方針）
認知症サポーターフォローアップ事業 【ステップアップ事業】	・ 認知症サポーター養成講座を受講済みのサポーターに対してフォローアップ研修を開催し、地域の認知症に関する活動に協力する担い手の育成に努めます。
チームオレンジの活動整備	・ 地域で活動できるチームオレンジを発足させ、支援します。
SOS ネットワーク事業	・ 行方不明になった認知症の方等の搜索体制として深川市 SOS ネットワーク事業の活動を推進します。
地域密着型サービスの充実	・ 多くの認知症の方は、環境の変化に適応することが難しいことから、住み慣れた環境で介護サービスを提供する地域密着型サービスの充実を図り、認知症介護技術の向上を促進します。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
認知症サポーターフォローアップ (延人数)	0	8	20	20	20	20
チームオレンジの活動数 (箇所)	0	0	0	1	2	4
SOS ネットワーク (登録者数)	26	26	28	30	30	30

2 高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進

(1) 成年後見制度等の利用促進

「第6章 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）」に基づき、認知症などで判断能力が十分でない高齢者が、成年後見制度など必要な制度を活用し、住み慣れた地域で本人らしい生活を継続できるよう、北空知1市4町の広域事業として令和5年10月に共同設置した「北空知成年後見相談センター（中核機関）」と取り組みを進めます。

施策	施策の内容（今後の方針）
北空知成年後見相談センター運営事業	<p>①成年後見制度の普及啓発 出前講座やシルバークラブなど地域の関係団体へ出向き、成年後見制度や相談窓口の普及啓発を行います。</p> <p>②担い手の確保・育成等の推進 市民後見人の養成や、成年後見制度の担い手の確保、育成を推進します。</p> <p>③意思決定支援チームの体制整備 本人の自己決定権の尊重、意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。</p> <p>④成年後見制度の利用促進 成年後見制度の利用が必要な方に対し、市長申立て支援や成年後見制度利用に伴う費用等の経費を助成します。</p> <p>⑤後見人支援体制の整備 市民後見人、親族後見人の支援について相談に応じます。</p> <p>⑥地域連携ネットワーク体制の構築 「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみから構成されている地域連携ネットワークの取り組みを進めていきます。</p>
日常生活自立支援事業	<p>・認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者で、判断能力が十分でない方が自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス等の利用援助等を行うもので、今後、社会福祉協議会と連携し普及啓発、利用促進に努めます。</p>

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
相談窓口による相談件数 （延件数） ※令和5年度より北空知成年後見相談センターでの相談件数	5	3	10	20	25	30
市民後見人養成フォローアップ数 （延参加者数） ※令和5年度以前は市民後見人養成・権利擁護ネットワーク事業	26	26	30	30	30	30

(2) 高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化

高齢者に対する虐待を防止するため、養護者および養介護施設従事者等による虐待防止に関する普及啓発や当事者などが気軽に相談しやすい環境をつくるとともに、早期発見に努め、警察署・医療機関・民生委員など虐待防止に係る関係機関や関係団体との連携を強化します。

施 策	施策の内容（今後の方針）
虐待防止に係る広報・普及啓発	・ 高齢者虐待の内容や通報義務、相談窓口などの周知を図り、虐待防止に努めます。
虐待防止のネットワークづくり	・ 高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応、再発防止対策等のため、関係する行政機関、民間団体等との緊密な連携と相互の協力によって高齢者虐待防止対策の促進を図るとともに、深川市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議を開催します。
相談・支援体制の充実	・ 地域包括支援センターにおいて、高齢者や養護者などから相談を受け付け、深川市高齢者虐待対応マニュアルに沿って、早期に適切な支援につなげます。

第3節 介護予防・健康づくりの推進

日常生活支援総合事業については、地域の実情に応じて効果的な生活支援サービスを提供していく取り組みが重要となることから、介護保険サービス事業者のみならず、住民やボランティアなど多様な事業主体によるサービスの提供について検討していきます。

また、本市の健康づくり計画「第二次健康ふかがわ 21」と連携を図りながら、重点課題を整理・分析し、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。

1 介護予防の充実

要支援者等の生活支援のニーズに対応するため、訪問型・通所型をはじめとした、多様なサービスを実施します。これらサービスの利用については、要支援と認定された方や、基本チェックリストを用いて「事業対象者」と判断された方を対象に、介護予防ケアマネジメントを通して介護予防・生活支援サービス事業を提供します。

このほか、人と人のつながりを通し、年齢や心身の状況等による隔たりをなくし、誰もが通える場が拡大していけるよう、地域住民による通いの場運営支援の充実などに取り組みます。また、リハビリ専門職が地域を訪問し介護予防に向けたリハビリを行う「地域リハビリテーション」を実施するなど、地域における自立支援の取り組みを推進しています。高齢になっても、生きがいや役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

施策	施策の内容（今後の方針）
訪問型サービス（A）	<ul style="list-style-type: none"> ・深川市が独自で基準を緩和した訪問型サービスで、身体介護を除き、日常生活上の家事援助（掃除、買い物、調理）などの支援を行います。 ・市が指定する事業所がサービスを提供しています。
訪問型サービス（B）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体によるボランティア等が、介護保険サービスとは異なる日常生活の支援等を行うサービス。（ごみ出し、窓ふき、草むしりなど。） ・生活支援体制整備事業を通じ新たな支援体制の構築に向け検討をかさねます。
訪問型サービス（C） （短期集中予防サービス・訪問型介護予防事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・個別訪問で通所できない方に対して、日常の自立した生活や社会参加活動が継続できるよう専門職の視点からの介護予防の機能強化に取り組みます。
訪問型サービス（D） （移動支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体によるボランティア等が、高齢者の買い物や通院等の外出時に移送支援を行うサービスです。 ・生活支援体制整備事業を通じ新たな支援体制の構築に向け継続して検討をかさねます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
通所型サービス（A）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 深川市が独自で基準を緩和した通所型サービスで、通いの場を利用し、運動やレクリエーションなど行い、閉じこもり予防や要支援状態の維持管理を図るなど、要介護状態になることを予防し自立支援に資する支援活動を実施します。 ・ 市が指定する8事業所がサービスを提供しています。
通所型サービス（B） （住民主体による通いの場）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアにより提供される住民主体による多様なサービスの提供に向けて検討します。 ・ 生活支援体制整備事業を通じ新たな支援体制の構築に向け検討をかさねます。
通所型サービス（C） （短期集中通所サービス・高齢者筋力アップ事業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象者や要支援認定者に対して、筋力アップトレーニングを実施し、身体機能の維持向上を図り、日常の自立した生活や社会参加活動が継続できるように介護予防推進に努めます。また、事業の拡充に向けて検討します。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
訪問型サービス（A） （延人数）	930	785	768	800	800	800
訪問型サービス（C） （実人数） （短期集中予防サービス・訪問型介護予防事業）	8	13	13	10	10	10
通所型サービス（A） （延人数）	1,918	1,877	1,576	1,600	1,600	1,600
通所型サービス（C） （実人数） （短期集中通所サービス・高齢者筋力アップ事業）	13	16	14	20	20	30

(2) 一般介護予防事業

施 策	施策の内容（今後の方針）
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> フレイルリスクのある方や地域で介護予防活動を取り組める方等を把握し、個々に合った介護予防活動につながるよう取り組みます。
介護予防普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業（健寿教室・くらしかる・お口の健康教室）や各地域での健康教室・健康相談・訪問指導等を通して、高齢者が自ら生活機能維持向上や社会活動への参加を図り活動的な生活を送るための介護予防に関する知識や情報の普及啓発を推進します。 男性のための介護予防教室を実施し、高齢男性に特化した介護予防の必要性や健康づくりの大切さについて普及啓発に取り組み、男性の自発的な活動や担い手への発展につながるよう支援します。
介護予防サポーター養成	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する知識を普及するとともに、本事業の講座修了者による自主的に運営する介護予防に資する活動の場の立ち上げを支援し、地域住民のつながりを通じた地域づくりや地域の担い手として支え合い活動につながるよう推進します。
自主グループ活動の立ち上げ支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が自主的に運営する介護予防に資する活動の場の立ち上げを支援し、住民同士のつながりを通じた地域づくりや地域の担い手として支え合い活動につながるよう推進します。
地域の通いの場の介護予防活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 各地区シルバークラブや自主活動グループが実施する健康教育・健康相談等に保健師や管理栄養士、言語聴覚士等を派遣し介護予防に資する活動を支援します。また、通いの場の活動が継続的に実施していけるよう支援します。
保健推進員による介護予防活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 保健推進員を対象に介護予防や健康づくりに関する研修会等の開催および保健推進員による地域健康教室の企画を支援し、介護予防に資する活動を推進します。
生命の貯蓄体操普及活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 「NPO法人生命の貯蓄体操普及会深川準支部」と連携しながら、同会が開催する講習会を通じ介護予防の普及を図るとともに活動が継続できるよう支援します。
地域リハビリテーション活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 1市4町の広域事業として深川市立病院内に設置した「北空知地域医療介護連携支援センター」に配置するリハビリ専門職員を通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等に派遣し介護予防の機能強化を図ります。また、個別訪問で通所できない方に対して、日常の自立した生活や社会参加活動が継続できるようリハビリ視点からの介護予防の機能強化に取り組みます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
健寿教室（実人数）	23	32	37	50	50	50
くらしかる（実人数）	21	28	30	32	32	20
男性のための介護予防教室 （本編参加人数）	20	21	19	20	20	20
講座介護予防サポーター養成 （企画回数）	3	3	2	2	2	2
地域活動のための伴走支援（支援箇所数）	—	—	8	8	8	8
自主グループの立ち上げ支援（団体数）	—	—	2	2	2	2
保健推進員による介護予防活動支援 （研修回数）	1	2	3	3	3	3
（自主企画数）	1	3	3	3	3	3
地域リハビリテーション活動支援事業 （支援回数）	136	126	223	230	230	230

2 健康づくりの推進

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的な繋がりが低下するといったフレイル状態になりやすい傾向にあることから、本市の健康づくり計画「第二次健康ふかがわ 21」の基本方針に基づき、高齢者一人ひとりに対して、きめ細やかな生活習慣病等の疾病予防・重症化予防と、フレイル対策等の介護予防を一体的に実施していきます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域および高齢者の健康課題の分析・明確化を行い、保健師・栄養士等による個別訪問等の支援を行います。また、介護予防サロン等の通いの場において、個々の状況に応じ、保健師・栄養士等による保健指導が必要な方に、保健指導や早期受診勧奨等、生活機能向上に向けての支援を行います。
地域健康教育・健康相談	<ul style="list-style-type: none"> 保健師・管理栄養士等が地域等に出向き、分析による地域の健康課題を地域の状況に応じた健康教育や相談を実施し、健康増進に向けて高齢者自身が主体的な生活習慣の改善に取り組めるように支援します。
がん検診・健康診査の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 地域での健康教室をはじめとする様々な機会をとらえ、がん検診・特定健診等の受診の重要性について情報提供を行い、受診を啓発し自己の健康管理につなげます。 また、がん検診で精密検査が必要と判定された方に受診を勧奨し早期発見・早期治療に努めます。
感染症・熱中症予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者インフルエンザおよび肺炎球菌・新型コロナワクチンの予防接種について啓発し、罹患および重症化と合併症の予防を図ります。 地域での健康教室等様々な機会をとらえ、熱中症予防の啓発に努めるとともに、新型コロナウイルスをはじめ各種感染症の予防対策の啓発活動に努めます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
地域健康教室・健康相談 （実施箇所数）	31	46	50	50	50	50
フレイルチェック （実施箇所数）	8	12	13	15	15	15

3 生きがいづくり、社会参加の推進

(1) 交流の場づくりの支援

高齢者の相互交流や介護予防・健康づくりのため、各種交流の場づくりを支援します。

施 策	施策の内容（今後の方針）
老人福祉センター・老人いこいの家の運営	・高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活ができるように、高齢者の心身の健康保持に関する各種活動を支援する施設として、老人福祉センター1カ所と老人いこいの家を2カ所設置しています。
シルバークラブ活動の支援	・各地域において、シルバークラブが健康教室やレクリエーション、趣味活動のほか、環境美化などの奉仕活動などを実施できるよう、深川市シルバークラブ連合会や地域シルバークラブの活動を支援します。
介護予防ふれあいサロン普及推進事業	・小地域で介護予防に資する活動を広めるため、地域住民が自主的に運営する「介護予防ふれあいサロン」などの立ち上げを支援するとともに、介護予防ふれあいサロン指導者研修会を開催し、活動が継続的に実施していけるよう支援します。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
介護予防ふれあいサロン （団体数）	20	21	24	24	25	25
単位シルバークラブ （団体数）	17	16	14	15	15	15

(2) ボランティア活動の奨励

高齢者の地域担い手としての役割が一層高まっていくなか、高齢者が地域社会の中で豊かな経験と知識を生かした活動が期待されていることから、高齢者による積極的なボランティア活動への参加を奨励していきます。また、ボランティア活動を推進していくためのシステム作りを検討していきます。

地域における住民同士の助け合いは、身近な社会参加であり、共生社会の重要な基盤となります。高齢者の地域での様々な助け合いの活動を推進し、自分自身の健康づくりや仲間づくりを支援していきます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
住民活動やボランティア・NPO 活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や住民組織、福祉サービス事業所等が協働して地域における見守りや支え合いの取り組みを行えるよう活動の立ち上げ、拠点整備や人材育成等を支援します。 ・ボランティアが主体となった見守りや生活支援のサービスが充実するよう活動への支援を行います。

施 策	施策の内容（今後の方針）
ボランティアセンターの支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設への慰問や青少年健全育成、環境美化、小地域ネットワーク事業など様々なボランティア活動の拠点である深川市ボランティアセンターの活動を支援し、高齢者の参加を促進します。 ボランティアセンター等と連携してボランティア活動推進のためのシステム作りを検討していきます。
生活・介護支援サポーター養成・ネットワークづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防活動や地域支え合い活動の担い手を育成・確保するため、生活・介護支援サポーターの養成を継続的に実施し、サポーターのネットワークづくり活動を支援します。養成講座を受講し、生活・介護支援サポーターとなった方々が地域におけるサポートを必要としている方々へ活動提供の場を広げられるよう社会福祉協議会と連携しサポーター活動の在り方を検討していきます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
ボランティア連絡協議会への登録団体	21	21	21	22	22	22
生活・介護支援サポーター養成講座修了者	3	50	10	10	10	10

（３）生涯学習の支援

高齢者が健康で生きがいをもって生活するためには、生涯にわたり楽しく学び、自らを高めていけるよう生涯学習の充実と活動の場の創出、学習成果を地域社会に還元できる場の提供が必要です。このため、各種出前講座などの実施や介護予防に資する自主サークル立ち上げ時の支援などに取り組みます。また、生涯楽しく学び続けるためには、要介護状態になることを予防することも重要となることから、健康づくりに関する啓発活動を推進します。

（４）就労支援の推進

高齢になっても収入が得られる仕事を持ち続けることは、生きがいづくりの一環となり、社会の中で役割をもって生活することが介護予防にもつながることから、地域社会への貢献に意欲をもつアクティブシニアの活動を支援し、高齢者事業団の活動をはじめ様々な場面を通じ高齢者の就労支援について周知に努めます。

第4節 安心、快適な暮らしの確保

1 生活支援サービス

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を続けられるよう介護保険のサービスに加え、移動・送迎など、現行の制度では賄いきれない日常生活を支援する新たな活動の構築を推進していきます。

施 策	サービスの内容（今後の方針）
在宅老人等給食サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯で身体的・精神的に調理を行うことが困難な65歳以上の方に昼食や夕食を配食、栄養改善や安否確認をすることで在宅生活の継続や自立支援を図ります。
家族介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 在宅生活をしている要介護4または5の要介護者と同居または同居に近い状態で介護している家族を対象に、介護用品と引き換えられる給付券を交付し、経済的負担軽減など在宅福祉の増進を図ります。（要介護者が属する世帯で住民税非課税世帯が対象となります。）
移送サービス	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用することが困難な高齢者や身体に障がいのある方の閉じこもり等を予防するため、車いすやストレッチャーによる外出が可能な方を対象に、通院や冠婚葬祭への出席などの移動を支援します。
緊急通報システム設置事業	<ul style="list-style-type: none"> 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等の住宅に端末機を取り付け、火災や救急および事故などの緊急通報に対し、利用者の近隣の緊急協力員の協力のもと安否確認や援護を実施することにより、日常生活上の不安解消や安全の確保を図ります。
福祉電話設置事業	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり暮らしの高齢者等を対象に、連絡体制の確保と日常生活の不安解消のため、市が所有する電話加入権を貸与します。
高齢者等ごみ出し支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らしの高齢者、障がい者等でごみを所定の場所に出すことが困難な方を対象に、定期的にごみを回収しごみ出しの負担軽減および安否の確認を行います。
高齢者バス利用料金助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 満70歳以上の高齢者に対し、登録区間の路線バスを低額で利用できるよう助成し、積極的な社会参加を促進するとともに福祉の増進を図ります。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
在宅老人等給食サービス事業 （延配食者数）	563	459	520	600	600	600
家族介護用品支給事業 （実対象者）	15	21	30	20	20	20
移送サービス （登録者数）	17	12	14	15	15	15
緊急通報システム設置事業 （設置件数）	116	110	100	100	100	100
高齢者等ごみ出し支援事業 （登録者数）	36	56	56	60	60	60
高齢者バス利用料金助成事業 （登録者数）	834	860	865	870	880	890

2 住まい環境等の整備

高齢者や障がい者をはじめ、すべての方が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を公共施設等の整備に取り入れていくように努めます。

高齢期になっても住み続けることのできる住まいの整備や在宅生活に必要とする支援方策の取り組みに努めます。

施策	施策の内容
利用しやすい住居・公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき、階段の手すりや滑りづらい床、車椅子利用可能なトイレの設置など、子どもから高齢者まで、安全で快適に利用できる施設づくりを進めます。 また、市営住宅の建替えにあたっては、段差の解消、手すりの設置など、ユニバーサルデザインの視点から高齢者などに配慮した整備に努めます。
福祉除雪サービス （除雪サービスセンター）	<ul style="list-style-type: none"> 70歳以上の高齢者世帯、重度身体障がい者世帯（1級・2級）、母子世帯（小学生までの子のいる世帯）、病弱世帯のいずれかで、世帯の総収入が生活保護基準額の1.3倍以内の世帯を対象に門口や自宅周りの除雪を無料で実施しています。（敷地内通路除雪および屋根の雪下ろしは有料）

(1) 居住系サービスの提供

施 策	サービスの内容（今後の方針）
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、身体上や精神上または環境上の理由、経済的な理由により、居宅で生活が困難な高齢者が利用できる施設です。特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホームでは、介護保険でのサービスを受けることができます。市内に当該施設はありませんが、道内外の施設利用が可能なため、利用者の希望に沿った適切な調整を図ります。
サービス付き高齢者住宅	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者向けの賃貸住宅で、安否確認や生活相談、定期的に居室を訪問し、居室内で起きた困りごとや、介護や生活全般の相談に対応します。現在 1 施設が整備されており、今後も現状数で対応します。
有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が入居し、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供またはその他の日常生活サービスが受けられる施設で、介護サービスの提供方法により、介護付、住宅型、健康型の 3 種類があります。現在、市内には介護付有料老人ホームが 1 施設整備されており、今後も現状数で対応していきます。
軽費老人ホーム （ケアハウス）	<ul style="list-style-type: none"> 60 歳以上の方が対象で、日常生活全般の支援ならびに健康管理などいずれかのサービスを提供する施設です。施設サービス以外に介護サービスの利用も可能です。 現在、軽費老人ホーム（A 型）1 施設ならびに C 型（ケアハウス）2 施設の市内には 3 施設が整備されており、今後も現状数で対応していきます。
生活支援ハウス	<ul style="list-style-type: none"> 単身高齢者および高齢夫婦世帯で、独立した生活に不安がある方が対象で、困りごとの相談や助言を受けながら、自炊して生活する施設で、9 人の入所が可能ですが今後も現状数で対応していきます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
養護老人ホーム（措置者数）	15	16	16	16	16	16
サービス付き高齢者住宅 （入居者数）	97	98	100	100	100	100
有料老人ホーム（入居者数）	16	18	18	18	20	20
軽費老人ホーム（入居者数）	50	50	50	50	50	50
生活支援ハウス（入居者数）	5	4	3	4	5	6

3 災害・感染症対策に係る体制整備

高齢者が住み慣れた地域で、安全に生活を送れるよう、防火・防災・防犯の安全対策に加え、感染症の流行を踏まえた予防対策に取り組みます。

施 策	サービスの内容（今後の方針）
救助救急の対策 （深川消防署）	<ul style="list-style-type: none"> • 救急需要が年々増加している傾向にあることから、救急車が到着するまでの心肺蘇生法、特に AED（自動体外式除細動器）の使用法についての救急講習会を開催していきます。 • 近年、本来の救急業務に該当しないと思われる救急要請が増加していることから、救命率の向上と公正性・公平性の確保のため、市民への啓発活動を推進するとともに、今後ますます進展する高齢化や核家族化社会に対応するための救急医療体制の整備に努めます。
救急あんしんカードの普及事業 （健康推進係）	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者や、障がい者などが救急時に、かかりつけ医や既往症、服薬情報などを冷蔵庫に保管するためのカードとケースを配付します。
防火・防災の対策 （自治防災係）	<ul style="list-style-type: none"> • 町内会やシルバークラブなど各種団体と連携し、火災予防の啓発と防火教室などを開催し、防火対策を推進するとともに、ひとり暮らしの高齢者（85 歳以上）を対象に、焼死事故防止や火災予防思想の普及のため防火訪問を毎年実施します。 • 町内会などの防災教室の開催を支援し、地域の防災力の向上に努めるとともに、町内会や民生委員など地域の関係機関と連携し、災害時における高齢者などへの支援体制を予め整えるなど、災害に備えたまちづくりに努めていきます。 • 災害時に自主避難が困難な高齢者や障がい者などの移動手段の確保や避難場所の確保に向けた取り組みに努めていきます。
感染症予防対策	<ul style="list-style-type: none"> • インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染予防に配慮した予防対策の啓発活動に努めていきます。 • 地域医療・介護の連携による感染症予防対策委員会を設置し、深川市、保健所、深川市立病院、各種法人などと情報共有し感染対策に向けた取り組みに努めていきます。

第5節 介護サービスの充実

1 介護保険サービスの提供

増加するニーズに対応できるよう、サービスの量的な確保を図るとともに、本人とその家族等の心身機能の状態やニーズを把握し、適切な介護サービスを提供できるよう努めます。

(1) 居宅介護サービス

要介護 1～5 と認定された方を対象に、介護支援専門員が作成する介護サービス計画に基づき、適切な居宅サービスを提供します。

施策	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルパー)	・食事・入浴・排せつなど直接身体に触れる身体介助をはじめ、掃除・洗濯・調理などの家事における生活援助など、自宅にいても自立した日常生活が送れるよう生活支援を行います。
訪問入浴介護	・家庭内に浴槽を搬入、看護師や介護職員による入浴支援を行います。
訪問看護	・看護師が医師の指示に基づき、病状の観察や清拭、褥瘡（床ずれ）の手当や、関節の運動や寝たきり予防のケアなど、在宅療養に必要な看護やリハビリ等の支援を行います。
訪問リハビリテーション	・理学療法士や作業療法士などが、医師の指示に基づき、身体機能の維持回復訓練や日常生活の動作訓練など、日常生活の改善に向けた取り組みを行います。
居宅療養管理指導	・通院困難な高齢者等の家庭を医師や歯科医師・薬剤師などが訪問し心身の状況や環境等を把握し、居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法について指導、助言を行います。
通所介護 (デイサービス)	・機能訓練や食事、入浴、健康チェックなど、身体機能の維持改善の向上を目的としたサービスの提供を行います。（法改正により平成28年4月から定員19人未満の通所介護は「地域密着型通所介護」となりましたがサービス内容に違いはありません。）
通所リハビリテーション (デイケアサービス)	・主治医の指示に基づき、グループで理学療法、作業療法、言語療法を実施、身体機能の維持回復を図り日常生活の回復を目的としたサービスの提供を行います。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	・家族の身体的、精神的な負担軽減（リフレッシュ）、および家族の急病や急用により一時的に介護ができない状態になった際に、一時的に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などへ入所することが可能なサービスです。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	・治療の必要がある場合に、介護老人保健施設や介護医療院などに短期入所して、看護・医療的管理下の介護・機能訓練などのほか、入浴・食事などの日常生活の支援サービスの提供を行います。

施 策	サービスの内容
特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> • 有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入居している要支援、要介護認定を受けている高齢者などに、日常生活の支援や介護サービスを提供します。介護サービスの提供は、入居している施設が提供する場合と外部のサービス事業所が提供する場合があります。
福祉用具貸与（レンタル）	<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のため下記の用具を貸与（レンタル）します。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 車椅子（自走用、介助用、電動など） 2. 車椅子付属品（クッション、電動補助装置、テーブル、ブレーキなど） 3. 特殊寝台（背上げ、膝上げ、高さ調節ができるもの） 4. 特殊寝台付属品（マットレス、ベッド用手すり、スライディングボード、介助ベルト[入浴介助以外のもの]など） 5. 床ずれ予防用具（エアマットなど） 6. 体位変換器（起き上がり補助装置など） 7. 手すり（取り付け工事のないもの） 8. スロープ（取り付け工事のないもの） 9. 歩行器 10. 歩行補助づえ（松葉づえ、四点づえなど） 11. 認知症老人徘徊（はいかい）感知機器（離床センサーなど） 12. 移動用リフト（床走行式リフト、段差解消機、階段移動用リフト、入浴用リフトなど） 13. 自動排せつ処理装置
特定福祉用具の購入費支給	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉用具のうち、入浴や排せつに関する下記の用具購入について年間 10 万円までの購入が可能です。（利用者負担あり） <ol style="list-style-type: none"> 1. 腰掛け便座 2. 自動排せつ処理装置の交換可能部品 3. 入浴補助用具（入浴用いす、手すり、浴槽用いす、入浴台、浴室や浴槽内すのこ、入浴介助ベルト） 4. 簡易浴槽 5. 移動用リフトのつり具部分
住宅改修費の支給	<ul style="list-style-type: none"> • 要介護者等が手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修を行おうとする時の費用を支給します。 • 限度額は一軒の住宅に係る改修費が 20 万円です。（利用者負担あり）なお、引っ越しや介護度が大きく変わった場合には、改めて支給対象となる場合があります。 • 同一住宅に居住する認定者が 2 人以上の場合、それぞれの身体状況に応じ改修箇所が重複しなければ、それぞれ対象となります。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> • 個人にあったサービスが利用できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が心身の状況や環境、本人や家族の希望を把握し適切な計画作成（ケアマネジメント）に努めます。

(2) 施設サービス

在宅生活が困難になった方が適切に利用できるよう、施設系・居住系サービスの基盤を整備し、保険料への影響などを勘案しながらサービス内容の充実に努めます。

施 策	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> • 在宅生活が困難な要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、入浴や排せつ、食事、相談など日常生活上の介護、機能訓練などを提供します。 • 入所対象者は原則要介護3以上ですが、特列入所の要件に該当する場合のみ要介護1・2でも入所ができます。 • 現在市内では2施設(150床)が整備されており、待機の状況等を勘案すると一定の供給量が確保されていることから、本計画において新たな整備は見込みませんが、引き続き入所待機者数に注視していきます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	<ul style="list-style-type: none"> • 病院から在宅への中間施設としての役割を持ち、病状が安定している要介護者に対して、施設サービス計画に基づき在宅復帰を目指し、看護・介護サービスを中心とした医療ケアや機能訓練などを提供する施設です。 • 現在、市内では1施設(29床)が整備されており、待機の状況等を勘案すると一定の供給量が確保されていることから本計画において新たな整備は見込みませんが、引き続き入所待機者数に注視していきます。
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> • 長期療養を必要とする要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練などを提供します。 • 現在、市内では1施設(55床)が整備されており、待機の状況等を勘案すると一定の供給量が確保されていることから本計画において新たな整備は見込みませんが、引き続き入所待機者数に注視していきます。

(3) 地域密着型サービス

深川市が指定する介護サービスであり、認知症高齢者や中・重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活を維持するため、身近な市町村で提供するサービスです。

施 策	サービスの内容
認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス)	・認知症要介護者のデイサービスセンターになります。入浴や食事の提供、相談・助言のほか、機能訓練による身体機能の維持改善の向上を目的としたサービスの提供を行います。
小規模多機能型居宅介護	・「通い」を中心に、要介護者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事その他日常生活上の世話や機能訓練などサービスの提供を行います。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	・認知症の要介護者に、最大9人程度で共同生活を営む住居等において、入浴・排せつ・食事などの介護・その他の日常生活上の支援や機能訓練などのサービスの提供を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模ケアハウス)	・軽費老人ホームや有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設の入居者に対し、機能訓練や日常生活上の支援などのサービス提供を行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	・要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携し短時間の定期巡回型訪問や随時対応によるサービスの提供を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせるなど、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせたサービスの提供を行います。
地域密着型通所介護	・機能訓練や食事、入浴、健康チェックなど、身体機能の維持改善の向上を目的としたサービスの提供を行います。

2 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護保険事業の推進

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、介護保険事業の普及啓発を行います。

施 策	施策の内容(今後の方針)
介護保険制度の普及啓発	・市ホームページでの広報や各種パンフレットなどを活用し、介護保険制度の周知と啓発に努めます。
事業所の指定・指導監督	・地域密着型サービス事業所および居宅介護支援事業所の指定事務を適正に行い、介護サービスの質の確保と介護保険の適切な運営となるよう指導監督を行います。
介護保険料の収納率向上	・保険料の口座振替納付の推進、滞納者宅の訪問など、収納率の向上に努めます。また、納付方法や納付場所の拡充については、介護保険料に限らず、市税や各種保険料など市全体での取り組みに参画し、サービス導入による利便性向上および収納率向上に努めます。

3 介護サービスの基盤整備と人材確保および質の向上

(1) 介護給付の適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保と介護保険制度への信頼を高め、介護保険制度の持続可能性を維持していくために、次の5事業を柱とし介護給付の適正化に取り組みます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 公平公正かつ正確な認定を行うため、介護認定調査員、主治医、介護認定審査会委員の研修や合議体構成委員の入れ替え（年2回）を実施します。 認定調査の結果について、保険者による点検を実施します。
ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの質の向上のため、ケアプランの点検・確認するとともに、必要に応じて事業者へ指導等を行います。
住宅改修等の点検 （住宅改修・福祉用具購入貸与）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の申請書類を点検し、疑義がある場合は介護支援専門員（ケアマネジャー）や施工事業者等に聞き取り調査を行います。また、竣工写真等により竣工状況を点検し、必要に応じて竣工後現場確認を行います。 受給者の状態に合った適切な給付となるよう、事業所への聞き取り等により、福祉用具購入および貸与に係る点検を行います。
縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> 北海道国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を実施し、誤りまたは重複請求など不適正と認められる請求を発見した場合には、事業者へ返還を求めることを含めた指導を実施します。 また、費用対効果が見込まれる本事業について、さらなる推進を図るため北海道国民健康保険団体連合会と連携した取り組みを行います。
介護給付費の通知	<ul style="list-style-type: none"> 利用者本人またはその家族に対して、年1回（2月頃）利用した介護保険サービスの事業所・サービス種類、介護保険サービスの保険請求状況および利用者負担額等の介護給付についての通知を行います。 介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知することにより、事業者による不正請求の防止、利用者の適正なサービス利用の意識啓発を図ります。

(2) 相談・指導体制の充実

地域包括支援センターを中心に介護サービス利用者の相談や苦情に対応するとともに、苦情のあった事業者に対し必要な指導を行い、サービスの質的向上を図ります。

施策	施策の内容（今後の方針）
介護相談員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護相談員が介護保険サービス事業所を訪問し、利用者やその家族から苦情や不満などの意見を聴き、相談に応じるとともに、事業所の管理者または従事者との意見交換などを行い、利用者からの疑問や不安解消とサービスの質的向上を図ります。
相談・苦情対応	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者の指導監督を行う北海道やサービスの苦情対応機関である北海道国民健康保険団体連合会と連携し、介護等に関する苦情や相談対応の充実に努めます。
指導監督等	<ul style="list-style-type: none"> 所管する職員が地域密着型サービス事業所の運営推進会議へ参加し、利用者・家族・地域住民などの要望や助言を聞き利用者の立場に立ったサービスの提供について、サービスの質を確保することを目的とした適切な指導監督に努めます。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
介護相談員派遣事業 (訪問回数)	0	10	24	30	30	30

(3) 介護人材確保・介護現場生産性向上の推進

高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする方は、今後も増加する一方、現役世代人口の減少に伴い、介護人材の不足が見込まれます。こうしたなか、利用者が安心して質の高い介護サービスを受けられるようにするためには、介護人材を確保・育成するための取り組みに加え、将来にわたって安定的な介護サービスの提供体制を確保していく観点から、職員の負担軽減、職場環境の改善などの介護現場の生産性向上に取り組む必要があります。

施策	施策の内容（今後の方針）
【事業拡充】 介護職員養成研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所や地域社会で活躍する人材を育成するため介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修受講に係る経費の一部補助や介護福祉士国家試験合格者の受験費用・登録手数料について支援し、介護に従事する人材の確保に努めます。
【新規事業】 外国人介護人材受け入れ事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内の介護保険施設等において、外国人介護人材を受け入れる費用の一部を助成することにより、介護事業所の負担を軽減し介護に従事する人材の確保に努めます。
深川市認定ヘルパー養成研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合事業の訪問型サービスAにおいて市が定めた基準に合わせて従事できるヘルパーを養成し、介護に従事する人材の確保に努めます。

施 策	施策の内容（今後の方針）
研修の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 北空知地域医療介護連携支援センター・北空知介護支援専門員連絡協議会・深川保健所・深川医師会・認知症ケア研究会などの関係機関や団体と連携し、各種研修の場を提供し介護職員の資質の向上を図ります。
ICT を活用した職場改善の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 北空知地域医療介護確保推進協議会で導入した多職種連携情報共有システム（きたそらりんく）を活用し、地域の情報共有、ケアの質的向上、業務の効率化に取り組みます。 また、オンライン申請システムの活用や職場環境の改善に向け研修や改善事例の共有、介護ロボットや ICT の活用事例など、介護現場の生産性向上の取り組みを推進します。
【新規事業】 電子申請・届出システム利用による事務負担軽減の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所の指定申請等について、電子申請・届出システムの利用開始に向けた準備を進め、早期に利用開始することで、申請書類の郵送や持参提出の手間および書類作成の事務負担の軽減を図り、介護現場の生産性向上の取り組みを推進します。

実施（見込）	R3	R4	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)
【事業拡充】 介護人材養成研修等事業	6	3	3	3	3	3
上段：初任者研修	—	—	7	7	7	7
中段：実務者研修	—	—	4	5	5	5
下段：国家試験 （申請者数）	—	—	4	5	5	5
深川市認定ヘルパー養成研修 （参加人数）	3	3	5	5	5	3

（４）保険者機能強化の推進

保険者機能強化推進交付金等の評価を活用しながら、実施状況を検証・取り組み内容を改善していきます。

第6章 成年後見制度利用の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

第1節 第二期深川市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、その他の精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、本人の財産の管理、福祉サービスやその他の契約等を行い、本人の生活を支援する制度です。

第一期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期計画」という。）は成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して定めることとされており、本市では令和3年度から令和5年度の3カ年で第一期深川市成年後見制度利用促進基本計画を策定し体制整備を進め中核機関である北空知成年後見相談センター（以下「センター」という。）を北空知1市4町で共同設置しました。

国において、令和4年3月25日に新たに第二期成年後見制度利用促進基本計画が定められ、地域共生社会の実現を目指して、支援を必要とするすべての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるよう、権利擁護支援のネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

本市においても、国の動向に配慮し、支援を必要とするすべての方が、地域社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、権利擁護支援における地域ネットワークを構築することで地域共生社会の実現を目指します。

第2節 成年後見制度に関する現状と課題

（1）本市の現状

① 成年後見制度の対象者

厚生労働省の認知症施策推進大綱において、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症と試算されていることを鑑み、本市では令和5年10月1日現在65歳以上の認知症を有する高齢者が約1,640人、また知的・精神障がい者数の約440人を合わせると約2,080人が対象と考えられます。

表1 認知症高齢者数、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者数の推移（推計値）

年	R2（2020年）	R5（2023年）
認知症高齢者数（推計）	1,700人	1,640人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	127人	116人
療育手帳所持者数	302人	321人

② 成年後見制度の利用者数

本市に本籍地がある成年後見制度利用者数は、令和2年から7人増加し41人となっています。また、成年後見制度の申立数は年々増加傾向にあり、市長申立数も令和5年には3件実施となっています。

制度の利用が必要と思われる認知症高齢者や知的・精神障がい者数と比較すると、制度利用者は著しく少ない状況にあります。背景としては、対象者に財産管理や身上保護等の支援者がおらず、やむを得ず施設や病院で管理していることも考えられ、本来成年後見制度の利用が必要にもかかわらず利用につながっていない方がいることが考えられます。

表2 本籍地がある成年後見制度利用者数（各年度10月現在）

年度	R2	R3	R4	R5
人数	34人	34人	41人	41人

表3 成年後見制度の申立数（旭川家庭裁判所 深川出張所より）

年度	R3	R4	R5
件数	4件	6件	12件

表4 市長申立数

種別	R2	R3	R4	R5
高齢者等（件数）	0	0	0	3件
障がい者等（件数）	0	0	0	0

（令和5年は12月現在）

（2）本市の課題

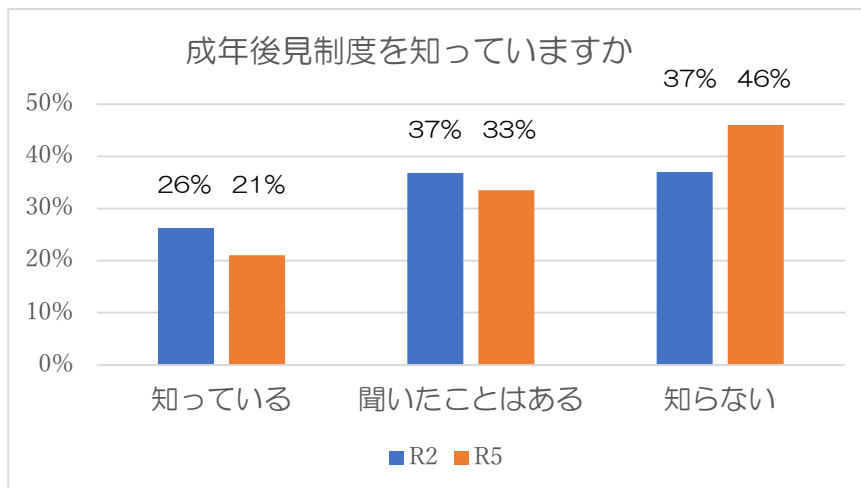
① 制度の認知度

「令和5年度 介護予防日常生活圏域ニーズ調査（成年後見制度）」より、「成年後見制度を知っていますか」について、「知っている」、「聞いたことはある」が令和2年63%、令和5年54%、「知らない」が令和2年37%、令和5年46%と回答されました。

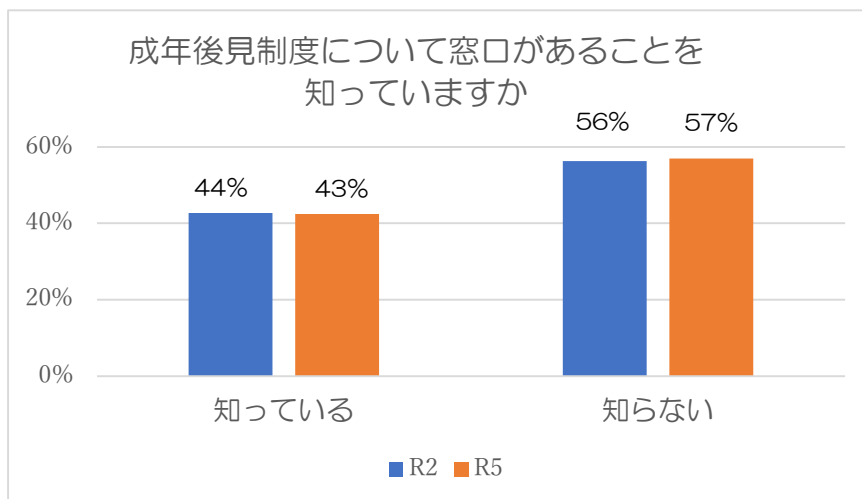
「成年後見制度について窓口があることを知っていますか」については、「知っている」が令和2年44%、令和5年43%、「知らない」が令和2年56%、令和5年57%と回答されました。

第一期計画作成以降、新型コロナウイルス感染症の発生により、十分な広報・普及啓発が進められず、成年後見制度や相談窓口がわからない方が半数以上おり、認知度が増加していない状況です。

グラフ1



グラフ2



② 後見人等の担い手不足

北空知地域では、弁護士や司法書士等の専門職が少ないことに加え、成年後見人の責務を担う人材が不足しており、北空知圏外の専門職が成年後見人業務を行っているケースもあり地域の課題となっております。

また、一般の市民が地域で後見人として活動することができるように養成した市民後見人も減少していることから、さらなる担い手確保のためにも、市民後見人の再養成やそれを支えるフォロー体制の構築等が必要な状況となっております。

③ 中核機関の進化

北空知1市4町の広域事業として、令和5年度に中核機関を共同設置しました。その業務を委託した深川市社会福祉協議会では、準備期間を経て令和5年10月にセンターを開設し、広報・普及啓発、相談機能から活動を開始しています。今後、さらに広報・普及啓発、相談機能の活動を広めるとともに、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等に進化させていく必要があります。

第3節 計画の目指す方向性と講ずべき施策

(1) 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度の正しい理解、相談窓口を周知するための広報・普及啓発を引き続き行います。

① 出前講座の実施

成年後見制度について、住民の理解、制度利用の促進が図られるよう、町内会、サロン等に出前講座を行います。また金融機関などの関係機関に対しても広報・普及啓発を続けます。

② 研修会の実施

社会福祉専門職および医療機関等に対して、成年後見制度、その他権利擁護に関する事業、制度に関して研修会を行います。

③ 任意後見制度の利用促進

任意後見制度について、出前講座、研修会の内容に含め広報・普及啓発活動を行います。

(2) 担い手の確保・育成等の推進

市民後見人を養成し、成年後見制度推進に向け担い手の確保、育成に努めます。

① 市民後見人の養成

新たに市民後見人を養成し、実際に後見人として活動できる方の名簿を作成します。

② 市民後見人のフォローアップ

市民後見人養成研修修了者に対し、人材育成、つながりづくりを目的にフォローアップ研修を開催します。

(3) 意思決定支援チームの体制整備

本人の自己決定権の尊重、意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。

「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に認知症の方が、意思決定が困難と思われる場合であっても、意思決定しながら尊厳をもって暮らしていくために、身近な信頼できる関係者がチームとなって、意思決定を行う意思決定支援チームの体制を整備します。

(4) 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用が必要な方に対し、申立てに向けて支援を行います。

① 担当国会議、受任調整会議の体制整備

相談を受理した後、必要に応じて担当国会議を開催し、必要性の判断を行います。その後支援の内容、適切な後見人候補者、支援チームの検討、申立準備、役割分担を行う受任検討会議を実施します。

② 市長申立ておよび成年後見制度利用支援事業の周知

成年後見制度が必要なすべての方が、適切に制度を利用できるように、市長申立て、または、成年後見制度利用に伴う費用等の助成を行うことで制度の円滑な利用を図ります。

(5) 後見人支援体制の整備

市民後見人、親族後見人の支援について相談に応じます。

後見人等選任後、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者と後見人等が支援チームとなって日常的に見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要に応じてチーム支援会議を行います。

第4節 地域連携ネットワーク体制の構築

(1) 北空知地域連携ネットワーク体制整備に向けて

地域連携ネットワークとは、国の基本計画において、現に権利擁護支援を必要としている方も含めた地域に暮らすすべての方が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携し、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみから構成されています。

本市の計画は、地域連携ネットワーク体制の構築、中核機関の運営を、北空知1市4町の広域事業として取り組んでいきます。

【3つのしくみ】

①権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な方を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思および選考や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う方などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

②協議会

各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。

③中核機関

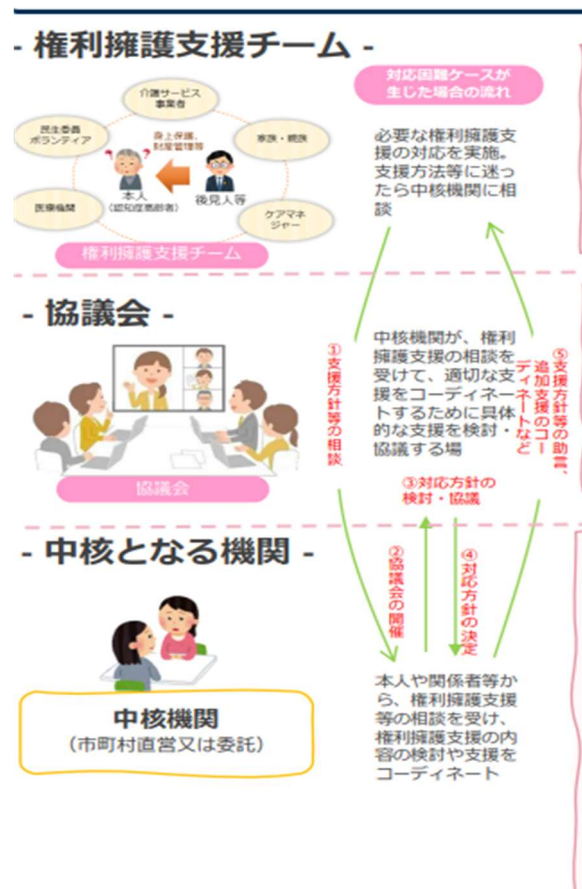
地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・専門職団体、関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営等）

図1

「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」
 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

(厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
 成年後見制度利用促進室 資料より)

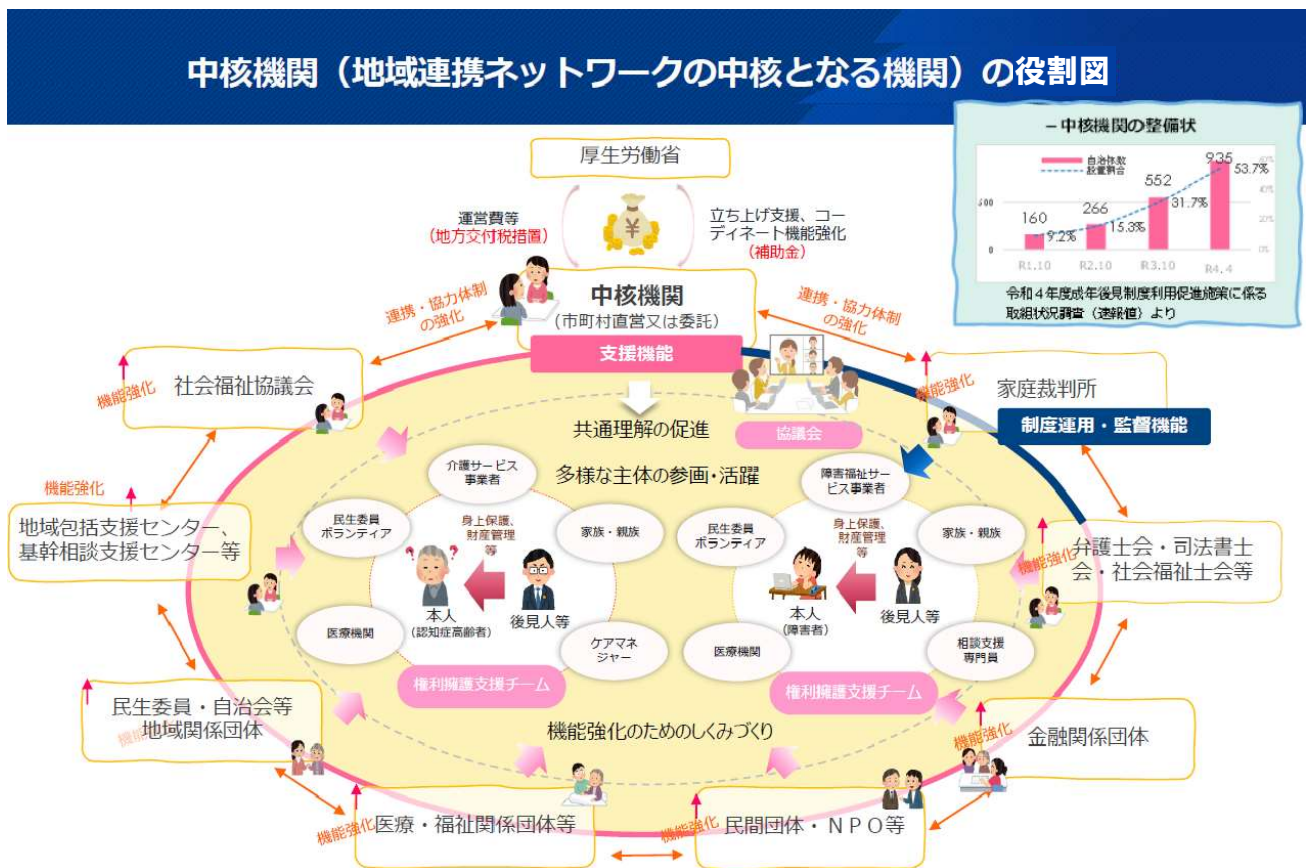


(2) 深川市第二期成年後見利用促進基本計画における中核機関の役割

- ① 権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関（センター）の体制を整備します。
- ② 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、さまざまな権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護支援を適切に実施するためのコーディネートをを行います。
- ③ 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等を行い、関係者のコーディネートをを行います。

図2 「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

（厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 資料より）



第7章 介護保険事業の見込み

第1節 介護保険事業費

1. サービス種類ごとの見込み

(1) 介護保険サービス給付費の見込み

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの介護保険サービス給付費を以下のとおり見込んでいます。

（単位/千円）

サービス種別・項目	R5	R6	R7	R8
(1) 居宅サービス				
訪問介護	112,729	114,230	117,506	117,977
訪問入浴介護	10,020	10,023	11,171	11,171
訪問看護	24,635	25,286	27,216	26,629
訪問リハビリテーション	4,560	4,615	5,497	5,497
居宅療養管理指導	6,791	6,838	7,102	7,102
通所介護	153,844	153,857	157,290	160,531
通所リハビリテーション	12,251	12,968	14,447	14,447
短期入所生活介護	62,151	62,753	62,832	64,378
短期入所療養介護（老健）	744	744	745	745
福祉用具貸与	39,596	38,890	39,774	40,128
特定福祉用具購入費	1,912	1,912	1,912	1,912
住宅改修費	5,892	5,892	5,892	5,892
特定施設入居者生活介護	91,957	93,255	95,874	97,794
小計	527,082	531,263	546,258	554,203
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	136,495	136,587	139,442	144,739
地域密着型通所介護	79,082	79,166	83,440	83,938
認知症対応型通所介護	10,256	9,605	12,427	12,427
小規模多機能型居宅介護	37,924	38,460	40,653	40,653
認知症対応型共同生活介護	180,797	183,413	189,733	195,804
地域密着型特定施設入居者生活介護	53,940	54,701	54,771	56,821
小計	498,494	499,702	520,466	534,382

(単位/千円)

サービス種別・項目	R5	R6	R7	R8
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	551,605	556,112	560,100	560,100
介護老人保健施設	249,535	152,286	156,721	156,721
介護医療院	10,027	146,402	152,911	152,911
小計	811,167	854,800	869,732	869,732
(4) 居宅介護支援				
	91,052	92,060	93,075	93,625
合計	1,927,795	1,977,825	2,029,531	2,051,942

(2) 介護予防サービス給付費の見込み

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護予防サービス給付費を以下のとおり見込んでいます。

(単位/千円)

サービス種別・項目	R5	R6	R7	R8
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問看護	3,574	3,833	3,838	3,838
介護予防訪問リハビリテーション	1,017	1,001	1,002	1,002
介護予防居宅療養管理指導	1,232	1,250	1,251	1,251
介護予防通所リハビリテーション	744	754	755	755
介護予防短期入所生活介護	134	134	134	134
介護予防福祉用具貸与	5,347	5,440	5,493	5,546
特定介護予防福祉用具購入費	726	726	726	726
介護予防住宅改修	2,637	2,637	2,637	2,637
介護予防特定施設入居者生活介護	7,016	6,375	7,124	7,124
小計	22,427	22,150	22,960	23,013
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	320	320	321	321
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,420	1,114	2,075	3,035
小計	1,740	1,434	2,396	3,356
(3) 介護予防支援				
	6,304	6,393	6,511	6,566
合計	30,471	29,977	31,867	32,935

(3) 地域支援事業費の見込み

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの地域支援事業費を以下のとおり見込んでいます。

(単位/千円)

サービス種別・項目	R5	R6	R7	R8
1. 介護予防・日常生活支援総合事業				
訪問型サービスA	14,400	14,400	15,000	15,000
訪問型サービスB	0	0	0	0
訪問型サービスC	160	161	161	161
訪問型サービスD	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0
通所型サービスA	42,960	42,960	42,960	42,960
通所型サービスB	0	0	0	0
通所型サービスC	1,862	1,862	2,793	2,793
通所型サービス(その他)	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	37,758	44,570	44,570	44,570
介護予防把握事業	3,840	4,880	4,930	4,980
介護予防普及啓発事業	1,993	2,071	2,071	2,071
地域介護予防活動支援事業	2,696	3,583	3,750	3,950
一般介護予防事業評価事業	8	8	8	8
地域リハビリテーション活動支援事業	9,858	9,308	9,308	9,308
審査支払手数料	300	300	305	305
高額介護予防サービス費相当事業等	180	180	180	180
小計	116,015	124,283	126,036	126,286
2. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)および任意事業				
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	21,935	2,084	2,084	2,084
任意事業	11,999	12,919	12,919	12,919
小計	33,934	15,003	15,003	15,003
3. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
在宅医療・介護連携推進事業	11,203	10,634	10,634	10,634
生活支援体制整備事業	5,694	8,964	9,300	9,500
認知症初期集中支援推進事業	188	199	199	199
認知症地域支援・ケア向上事業	9,252	10,011	10,011	10,011
地域ケア会議推進事業	51	51	51	51
小計	26,388	29,859	30,195	30,395
合計	176,337	169,145	171,234	171,684

(4) その他給付費の見込み

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までのその他給付費を以下のとおり見込んでいます。

(単位/千円)

	R5	R6	R7	R8
特定入所者介護サービス費	62,729	75,772	77,691	78,345
高額介護サービス費	53,129	50,012	51,279	51,711
高額医療合算介護サービス費	12,877	7,541	7,731	7,797
審査支払手数料	1,726	1,633	1,672	1,686
合 計	130,461	134,958	138,373	139,539

第2節 第1号被保険者の保険料

介護保険料の算定方法

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料は、介護保険事業費の見込額などに基づき、概ね3年間を通じ財政の均衡を保つことができるよう、3年間で1期間として、保険者ごとに決められます。

算定式等		算定の考え方
標準給付費 見込額	総給付費	介護給付費＋介護予防給付費
	その他給付費	特定入所者介護サービス費等給付額＋高額介護サービス費等給付額＋高額医療合算介護サービス費等給付額＋審査支払手数料
地域支援事業費		介護予防・日常生活支援総合事業費＋包括的支援事業費＋任意事業費

算定式等		算定の考え方
保 険 料 収 納 必 要 額 の 算 定	$(\text{標準給付費見込額} + \text{地域支援事業費}) \times 23\%$	検討中
	+ 調整交付金相当額	
	- 調整交付金見込額	
	+ 財政安定化基金拠出金	
	- 準備基金取崩額	
	+ 財政安定化基金償還金	
	= 保険料収納必要額	
保 険 料 の 算 定	保険料収納必要額（3カ年）÷ 予定保険料収納率	
	÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数	
	= 保険料基準額（年額）	

第3節 介護保険料の設定

介護保険料基準額

本計画における第1号被保険者の介護保険料基準額は、「第1節 介護保険事業費」
「第2節 第1号被保険者の保険料」に基づき算定すると次のとおりとなります。

保険料基準額	検討中
--------	-----

(※所得段階別の保険料はP60のとおりとなります。)

(単位：円)

	R6	R7	R8	合計
①標準給付見込額	検討中			
介護給付費				
予防給付費				
その他給付費				
②地域支援事業				
③介護予防・日常生活支援総合事業				
包括的支援事業・任意事業				
④介護保険事業費(①+②)				
⑤第1号被保険者負担相当額 (④×23%)				
⑥調整交付金基礎額(①+③)				
⑦調整交付金相当額 「⑥×5.0%」				
⑧調整交付金見込交付割合				
⑨調整交付金見込額(⑥×⑧)				
⑩財政安定化基金拠出金				
⑪財政安定化基金償還金				
⑫介護保険準備基金取崩額				
⑬保険料収納必要額				
⑭予定保険料収納率				
⑮所得段階別加入割補正後 1号被保険者数				

第4節 1人当たりの保険料基準額

保険料収納必要額^⑬ = ⑤ - (⑨ - ⑦) + ⑩ + ⑪ - ⑫

※保険料基準額 = ⑬ ÷ ⑭予定保険料収納率 ÷ ⑮所得段階別加入割合補正後第1号
被保険者数 ÷ 12カ月 (100円未満切捨て)

二月額：
二年額：

検討中

第5節 保険料の所得段階設定

検討中

第6節 介護保険準備基金について

検討中

第8章 将来推計値

第1節 令和12年以降の給付費について

今後の人口推移から高齢化率のさらなる上昇が予測されることを踏まえ、令和12・17・22年の各年度におけるサービス種類ごとの将来推計値を予測します。

1 介護保険サービス給付費の見込み

(単位:回数・人数/月)

サービス種別・項目		R12	R17	R22
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	114,695	117,829	117,358
	回数	3,175.0	3,259.6	3,248.4
	人数	132	136	135
訪問入浴介護	給付費(千円)	11,171	11,171	11,171
	回数	75.7	75.7	75.7
	人数	11	11	11
訪問看護	給付費(千円)	25,814	26,629	26,629
	回数	335.2	345.5	345.5
	人数	61	63	63
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	5,050	5,926	5,926
	回数	163.9	193.5	193.5
	人数	21	23	23
居宅療養管理指導	給付費(千円)	6,963	7,247	7,247
	人数	52	54	54
通所介護	給付費(千円)	157,688	162,364	161,743
	回数	1,968.1	2,026.6	2,018.1
	人数	241	248	247
通所リハビリテーション	給付費(千円)	12,984	13,625	13,625
	回数	108.5	114.6	114.6
	人数	16	17	17
短期入所生活介護	給付費(千円)	61,188	61,188	61,188
	日数	664.2	664.2	664.2
	人数	47	48	48

(単位：回数・人数/

サービス種別・項目		R12	R17	R22
(1) 居宅サービス				
短期入所療養介護（老健）	給付費（千円）	745	745	745
	日数	6.7	6.7	6.7
	人数	1	1	1
福祉用具貸与	給付費（千円）	39,959	41,209	40,980
	人数	346	357	354
特定福祉用具購入費	給付費（千円）	1,912	1,912	1,912
	人数	4	4	4
住宅改修費	給付費（千円）	5,892	5,892	5,892
	人数	6	6	6
特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	93,373	97,794	97,794
	人数	44	44	44
小計	給付費（千円）	537,434	553,531	552,210
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円）	151,601	155,788	152,823
	人数	89	92	90
地域密着型通所介護	給付費（千円）	81,093	83,805	83,389
	回数	915.5	946.2	940.9
	人数	150	155	154
認知症対応型通所介護	給付費（千円）	11,357	11,357	11,357
	回数	97.9	97.9	97.9
	人数	14	14	14
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円）	40,653	40,653	40,653
	人数	21	21	21
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円）	186,754	195,804	195,804
	人数	61	64	64
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円）	54,771	56,821	56,821
	人数	26	27	27
小計	給付費（千円）	526,229	544,228	540,847
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費（千円）	568,526	580,873	581,025
	人数	190	194	194
介護老人保健施設	給付費（千円）	156,259	156,259	156,259
	人数	44	44	44
介護医療院	給付費（千円）	152,911	152,911	152,911
	人数	34	34	34
小計	給付費（千円）	877,696	890,043	890,195
(4) 居宅介護支援				
	給付費（千円）	94,171	97,412	96,610
	人数	590	610	605
合計	給付費（千円）	2,035,530	2,085,214	2,079,862

2 介護予防サービス給付費の見込み

(単位：回数・人数/月)

サービス種別・項目		R12	R17	R22
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問看護	給付費(千円)	3,838	3,838	3,838
	回数	50.1	50.1	50.1
	人数	12	12	12
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	1,002	1,002	1,002
	回数	35.0	35.0	35.0
	人数	6	6	6
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,251	1,251	1,251
	人数	8	8	8
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	755	755	755
	人数	2	2	2
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	134	134	134
	日数	2.0	2.0	2.0
	人数	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	5,347	5,440	5,400
	人数	109	111	110
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	726	726	726
	人数	2	2	2
介護予防住宅改修	給付費(千円)	2,637	2,637	2,637
	人数	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	7,124	7,124	7,124
	人数	8	8	8
小計	給付費(千円)	22,814	22,907	22,867
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	428	428	428
	回数	4.0	4.0	4.0
	人数	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	3,035	3,035	3,035
	人数	4	4	4
小計	給付費(千円)	3,463	3,463	3,463
(3) 介護予防支援				
	給付費(千円)	6,401	6,512	6,456
	人数	116	118	116
合計	給付費(千円)	32,678	32,882	32,786

3 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

サービス種別・項目	R12	R17	R22
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス A	12,654	11,454	10,215
(利用人数)	(696)	(636)	(564)
訪問型サービス B	0	0	0
訪問型サービス C	163	160	146
訪問型サービス D	0	0	0
通所型サービス A	37,751	34,173	30,476
(利用人数)	(1,416)	(1,296)	(1,164)
通所型サービス B	0	0	0
通所型サービス C	1,898	1,859	1,704
介護予防ケアマネジメント	38,971	38,167	34,992
介護予防把握事業	3,914	3,833	3,514
介護予防普及啓発事業	2,031	1,989	1,824
地域介護予防活動支援事業	2,748	2,691	2,467
一般介護予防事業評価事業	8	8	8
地域リハビリテーション活動支援事業	10,047	9,840	9,021
小計	110,185	104,174	94,367
(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業			
包括的支援事業	2,084	2,084	2,084
任意事業	11,218	10,524	9,784
小計	13,302	12,608	11,868
(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）			
在宅医療・介護連携推進事業	11,203	11,203	11,203
生活支援体制整備事業	9,500	9,500	9,500
認知症初期集中支援推進事業	188	188	188
認知症地域支援・ケア向上事業	9,252	9,252	9,252
地域ケア会議推進事業	51	51	51
小計	30,194	30,194	30,194
(4) 地域支援事業費計			
介護予防・日常生活支援総合事業費	110,185	104,174	94,367
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）および任意事業費	13,302	12,608	11,868
包括的支援事業（社会保障充実分）	30,194	30,194	30,194
合計	153,681	146,976	136,429

第2節 将来推計における介護保険料の見込み

検討中